国立大学協会





昭 和 36 年 6 月 第 20 号

会則、各役員、各委員等一覧表、要望書·····等四、彙 報 告 ::、会 計 報 告 :: 、会 計 報 告

昭

報

(第二十号)

国

立

大

協

会

目

次

私は思ふ………………………東京芸術大学長 上野 直昭::

業 報 告

7 6 5 4 3 2 1 第一常置委員会および同小委員会...... p 第二常置委員会(昭和三五・一一・二四)...... p 第三常置委員会同専門委員会(昭和三五・一一・ 一般教育特別委員会…………………………………… へ

8 役員会(昭和三六・四・二一)......]四 回総会 (昭和三五•一一•二六(第二日) 総会第二十一(昭和三五•一一•二五(第一日)役員会•総会•午前、午後)… へ

調

査

置研究所の歳出予算について) 昭和三十六年度国立学校予算小観(主として国立大学同附属病院附 東京工業大学事務局長 佐藤憲三…元

計 報 告

昭和三十五年度 (至昭和三十六年三月三十一日)決算…………元(自昭和三十五年四月 一 日)決算…………

昭和三十六年度 (至昭和三十七年三月三十一日)予算案……………00(自昭和三十六年四月 一 日)予算案……………20

附財産目録

四 報

6 11 10 9 7 8 5 4 3 2 1 第一常置委員会中間報告提出(大学の目的・性格について)……呉 各専門委員一覧表・・・・・・・゚゚゚゚゚゚ 昭和三十六年度以降の大学卒業予定者の就職に関する申合せに 第一常置委員会小委員会委員一覧表..... 一般教育の管理・運営の組織について(一般教育特別委員会)……引 ついて....... 般教育、 基礎教育科目について(中 間 報 告)…………壽 淵 亗

私は思ふ

東京芸術大学長

上 野 直

昭

私は今年数へて八十才になつた。さりして思ひがけなくも教育の道に入つて四十五年、小中学校の教師こそやつたことはないが、若しこの道等学校や女子大学で講義もしたが、やがて京城大学に奉職して十余年、殆んど一生の大部分を大学生活に送つたやよなものであるが、晩年にな殆んど一生の大部分を大学生活に送つたやよなものであるが、晩年になかると大学院に席を置き、副手生活十年、大学の周囲を彷徨しつつ、高出ると大学院に席を置き、副手生活十年、大学の周囲を彷徨しつつ、高出ると大学院に席を置き、副手生活十年、大学の周囲を彷徨しつつ、高出ると大学院に席を置き、別手に対しているが、若しこの道入って、中学校の教師こそやつたことはないが、若しこの道入って、中学校の教師こそやのであるが、

と思ふ。 この頃女部省の中央教育審議会が、大学制度に検討を加へつつある際の思ひつきを述べたもので、充分整理されて居るとは言へないからまでは行つて居ない。其処で私が過去十余年に亘つて経験したところから、私自身の見るところ、何処に重点を置いて研究すべきかという如きら、私自身の見るところ、何処に重点を置いて研究すべきかという如きら、私自身の見るところ、何処に重点を置いて研究すべきかという如きとを、中央教育審議会委員諸氏の前に述べて、われわれと共に考へてとを、中央教育審議会委員諸氏の前に述べて、われわれと共に考へてことを、中央教育審議会が、未だ大学全体としての意見を纏める所あり、略結論に近づいて居るが、未だ大学全体としての意見を纏める所あり、略結論に近づいて居るが、未だ大学全体としての意見を纏める所あり、略結論に近づいて居るが、未だ大学全体としての意見を纏める所あり、略結論に近づいて居るのであるうが、私自身のノートは見をであるので、充分整理されて居るとは言へないから、私も招かれて芸術大学に於ても、目下芸術教育に関する諸問題を研究中でれた。東京芸術大学に於ても、大学和度に検討を加へつつめる際を思ふっている。

充せざるを得ないのではないかと考へ、文部当局にも話して見たが、そ学校は甚だ寂しいものとなつて来た。其処で私は学生の欠を女子にて補た。巳に教員学生の応召するものもあり、加ふるに学徒動員に依つて、さて私は、戦争中の昭和十九年六月に、東京美術学校長として招かれ

となつてからも、学長職を引受けて今日に至つた。大学ができ、東京美術学校と東京音楽学校とが合体して、東京芸術大学の教育諸問題についても、内外から見て居り、二十四年に、夥多の国立これは後に、教育刷新審議会となつたが、私は終始これに参加し、戦後の内終戦となり、米国の占領政策の下に、教育刷新委員会が設けられ、

 元来私は制度といふものに、あまり興味がなく、常に人間が中心で、 元来私は制度といふものに、あまり興味がなく、常に人間が中心で、 元本、原である。

が借りられるかも知れない。と、最高教育一般の立場と、両方に引つかけて、中央教育審議会の知恵するところを二三述べて見ようと思ふ。即ち芸術教育といふ特殊の立場ものでないから、私は今これ等を参酌しつつ、私が見て問題の在り家とものでないから、私は今これ等を参酌しつつ、私が見て問題の在り家とそれ等は未だ大学全体としての検討を経て居らず、大学案といふ如き

と思ふっといる見方もあるが、これは考へ方に依つて幾分数はれるかと思ふ。むしろ要点は、講義さへ聞かせれば、それが身につくといふが、ここに難点が一つある。いやいや聴いた講義が身につかないことは足にわれわれ自身経験ずみである。基礎的知識として必要なものは兎も目にわれわれ自身経験ずみである。基礎的知識として必要なものは兎も身が自ら進んでひろく選択すべきで、視野をひろめるためには此方が効身が自ら進んでひろく選択すべきで、視野をひろめるためには此方が効身が自ら進んでひろく選択すべきで、視野をひろめるためには此方が効身が自ら進んでひろく選択すべきで、視野をひろめるためには此方が効身が自ら進んでひろく選択すべきで、視野をひろめるためには此方が効身が自ら進んでひろく選択すべきで、視野をひろめるためには此方が効身が自ら進んでひろく選択すべきで、視野をひろめるためには此方が効身が自ら進んでひろく選択すべきで、視野をひろめるためには此方が効力には多すが自ら進んでひろく選択すべきで、視野をひろめるためには上方が効力にある。三十六単本では多すがある。三十六単本では多すがある。三十六単を単位としての大きでは関値になるのは、一般教養である。三十六単なりでは多すがある。

これは幾分天才教育とも関係するであらう。芸術大学に於ては天才は

(1)

適当と認めれば何時でも途中下車し得ることになつてゐる。 術の道は実力本位であるから、卒業とか学位とかを必ずしも必要とせず的の資格を必要とする音楽部では、若干の例外教育も考慮中である。芸験を受ける資格すらないこともある。この辺の調和のために、特に天才験を受ける資格すらないこともある。この辺の調和のために、特に天才験を受ける資格すらないことがある。大天才は学校教育を不用とする。如何に扱ふかときかれることがある。大天才は学校教育を不用とする。

ことで、これは考へ直す必要があるであろう。旧制の大学では修士とか 芸術なりの最高教育が、同一年限に定めなければならぬといふのも妙な 獣医学科も年限の延長を求めたが、容れられなかつた。凡ての学問なり とになり、医学部だけは、尚ほ二年を必要とするといふ主張が通つた。 術大学では、始めからその不可能を見て、一般教育を四年間に分散させ 年半から二年は一般教育に与へられなければならぬからである。 新制大学では、 博士とかいう課程があつて、ここで学問がやれる仕組になつて居るが、 代よりも一年減少したことになる。何れにしても芸術の研究に年限のあ 業となつたため――一年後れた上に、 では巳に専門入りが――中学五年卒業で入学し得たものが、高等学校卒 これは実験的の意味もあつて、一般的といふわけには行かず、美術の方 これを補ふ意味もあつて、音楽の方では附属の高等学校をもつて居るが るとして、 ることを認めて、実行させて居るが、それでも尚ほ専門研究に障害があ らずにすむことになる。芸術教育の特殊性を認めるとして、自由に制度 うとする資格者の為めに、 る筈はないが、今の儘では短かきに過ぎる。 のを選んで、 ことも考へられるが、 ることも可能であらうが、 これと関連して第二に年限の問題である。大学は均一に四年といふこ 一般教養の時間なり単位なりを減じたいといふ希望もある。 医学部の如くに、大学の一般規定の例外となつて二年延長す 尚ほ二年又は三年、磨き上げるといふこともよろしい。こ 専門の学芸に二年間しか与へられて居ない。四年の内一 ば、一二年の予科を置いて、 四年間は一通りやらせて、 大学院の如きものを附置する方が、 むしろ一応四年で打切つた上で、進んで学ば 尚ほ全体として従来の専門学校時 そこで後へ延ばすことが考 此処で一度振い落すといふ 其内から特に優秀なも 例外を作 東京芸

が望ましい。

である。
である。
は士とか修士とかのレツテルを必要としないことも他の種の大学と異るところは、われわれの方は、直ちに実力が発揮さも他の種の大学と異るところは、われわれの方は、直ちに実力が発揮される大学院といふ制度もあることであるから、われわれの方にこれを設れは大学院といふ制度もあることであるから、われわれの方にこれを設

階勲等さへ影の薄いのに、何の為めにあるのか分らない。 のみで、各大学が自由に認定するなり、贈与するなりすればよいので、 のの存在に幾分意味がありとすれば、これは各大学の夫々の関係に於て る起源は知らず、今の世の中で、芸術のみでなく一般に不用であり、 ろ優秀なものに限つて進学を許す制度即ち大学院の如きものを設けるの つて入学者を制限する要がある。これも不都合なことであるから、 則としてはいいとしても、 一般的社会的の効果があるべき筈のものではないであろう。 ることである。これは一応六年以上に及ばないことに定めて居るが、原 一体学位とか称号とかいふものは西洋からの輸入であり、 斯ういうことも考へられる。四年といふ年限を、 全体の定員の関係で、 延期するものの数に依 学生が自由 若し斯からも に

のである。 何処にも無い。 と言へるであらう。大学卒業者は、 行つて従来の学問の成果又は公式の若干を学んで世の間へ出て行くもの 残る二年間に専門を仕上げねばならぬ。以前の専門学校の如くに、 となるであらう。本科に於ける最初の二年は一般教養に向けるとすれば 芸術大学と差が無いのみでなく、 へ入ることができる筈であるが、 一般大学に於ても、 美術史だけは形はあるが、これは制度だけで、 大学本科と大学院との関係は、 芸術の道に於ては、 むしろ芸術大学の方から助力して居る 大学院の指導者と設備とをもつ大学 行くべき大学院が 凡そ次の 教授力は よく

これは学問の方面に於ても同様であらうが、見聞をひろめるといふことこれに到達するために、卒業後の外国留学を希望するものが少くない。異にしたものと見えるが、今では何れも世界的水準に近づきつつあり、あり、美術学部は逆にわが国の伝統を生かさんとしたもので、出発点を芸術大学の内でも、音楽学部は元来西洋文化移入を目的としたもので

1

信ずる。 信ずる。 き考慮中で、幾分緒につきつつあるが、尚ほ研究する価値があることと外国から特にすぐれた教師を短期間招へいして、教授を受けさせること外国から特にすぐれた教師を短期間招へいして、教授を受けさせること外国があれば好都合である。更にまた、主として音楽について言へばる制度があれば好都合である。更にまた、主として音楽について言へばる別として、専門技術の習練に、日本でやり得ることは、尚ほいくらでは別として、専門技術の習練に、日本でやり得ることは、尚ほいくらで

巳に尽きたらしい。比処に筆を擱く。 (三六・四・二七)べたが、まだ平素考へてゐる問題が幾つかある。併し与へられた紙数は以上私は一般的に又特殊的に、東京芸術大学を中心として思ふ所を述

一、事業報告

第六常置委員会同専門委員会

1

易 斤 東京大学講覧宿測会議会日 時 昭和三五・一〇・一四(金)午前十時―午後二時半日

出席者 山中委員長、各委員、各専門委員場 所 東京大学講堂南側会議室

語大は代理出席(欠席者)田所、佐藤、山内(源)、長谷川各委員、ただし、東京外

山中委員長主宰の下に開会。
文部省 福田管理局長、田中教育施設部長

多少早や目に相談したほうがよいとの話があるので、本日開会した次第 問題はいつも本委員会の大きな問題で一本の柱であるが、この点につき えないので、文部省の係官が見えたら、 である。 に対する諮問事項「大学教育の改善について」のうち「大学財政につい 議題から審議に入つた。 官が見えたので、これを中止し、午後継続審議することとして、 と述べ、了承された。かくて、第一の議題について審議中、文部省の係 て」第二は、文教施設整備費の予算増額についてであるが、この二つの 委員長から、 それで第一の議題から協議を願いたいが、この問題は簡単に終 本日の議題は、 第一は、 適宜第二の議題に切り替えたい 文部大臣から、 中央教育審議会 第二の

一、文教施設整備費の予算増額について

それで本年は何とかして抜本的に予算増の方法がないかと文部省はじう施設もなく、本協会も文部省も遺憾に思つているところである。も追つている。ついては、今年は特別に文部省と緊密な連絡を取り、も追つている。ついては、今年は特別に文部省と緊密な連絡を取り、大幅に予算の増額を図るようになつたと述べ、次いで、進藤専門委員の予算について小林大学学術局長から説明あり、段々予算決定の期日の予算について小林大学学術局長から説明あり、段々予算決定の期日委員長から、九月二十四日開催の役員会において、昭和三十六年度

, 明があつた。 ここで別紙「国立大学施設緊急整備計画」の進捗を図りたい趣旨の説協議したものを、本協会独自の案として本第六常置委員会を開催し、ない。それで文部省とわれわれ事務当事者と相談した結果、文部省とめ心配し努力しているところであるが、従来はあまり効果は挙つていめ心配し努力しているところであるが、従来はあまり効果は挙つてい

学の事務局長と懇談会を催うし、その最後の結論として、この協会が 増額に何等かの手を打とうと、先般七大学の総長や更に、また十九大 蔵省の了解を得た、一応現況を内容として五カ年計画を立て、 千坪、金額は百三十億円であるとのことであつた。 の金額は六百五十億円、そのうち昭和三十六年度は、 のため五十四万坪、老朽改築坪数は二十五万坪、計七十九万坪で、そ ついて詳細な説明があり、要するに、建物について不足坪数や定員増 人増募の大部分は前向きの予算とするものであるとて、別紙計画表に 向きにすることである。基準の内容は、 し、また老朽校舎を改築し、更に理工系学生の新増募は従来はうしろ て推進することにしてほしいのである。要は、建物の不足坪数を計上 の陳情があるが、これを予算総枠の増額一本にしぼり、これを基とし 行うことにしてはどうかとなつたのである。これまで各大学から種々 たので、各大学の実態を調査して計画を立て、これが実施について大 幸い大蔵省から、 次いで、田中教育施設部長から、国立大学の施設整備について 一定の基準で五カ年計画を立ててはとの示唆があつ 従来の七割見当である。一万 坪数は十五万五 予算の

際、このテンポでは期待に沿うことはできない。そこで皆で協力促進 今後四十年以上を要することとなる。科学技術振興が叫ばれて いる のうち、四十年以上を経過したもの三十万坪で、その更新についても、 経緯から遅れており、このままのテンポでは、 の 文部省としても要望に沿いえなかつた。それがため、 きものがあつた。今まではオーソライズされた計画がなかつたため、 こととなり、これを集計調査したところ、その数は予想以上に驚くべ しようということになり、それには、まず各大学の実態の報告を願う また、福田管理局長から、終戦後、 があとまわしとなるおそれもある。 大学の施設整備は、 また、各大学の個々の陳情をな 木造建物百三十五万坪 むしろ緊急のも 種々の事情

1

くしたいとの意味もある。ここに掲げてある七十九万坪、 予算を要求することになつた。各大学においても協力願いたいとの説 求することとする。それで未整備分は昭和三十五年度において、 和三十二―三十五年度までの増募分に対しても、まだ二万坪は未整備 を要するものである。 い。これがためには、 ることとして、とにかくこれにより一定のレールを走らすこととした なる。この計画には多少不十分なところがあるが、将来これを改訂す テンポが三倍以上早くなり、各大学の陳情を聞かなくともよいことに 明があつた。 である。今後、一万人の増募の際には、前向きの予算を、 はよい時期である。今、 .中には、さし当り緊急のものは入つている。これが実現できれば、 文部省だけではできないことで、各大学の協力 幸い大蔵省とも協定ができ、時期としても今年 理工系学生増募の必要に迫られているが、昭 大蔵省へ要 六百五十億

意をもつて対処せられ、折衝の過程においてもその態度で臨み、 構想には賛成である。文部省におかれてもこの構想については強い決 官制を発布して準備してから学生を募集したものであつたので、 産業界や経団連にも連絡をとられたいとの希望があつた。 た事項を通知し、資料を送付し、 員養成制度に関する分科会等の各委員ならびに各大学ごとに関係の深 これと自由民由党政調会、文教調査会、大学問題に関する分科会、 る向きに説明要談することとし、これがため、別紙資料に前文を付し について種々協議の結果、本委員会が推進力となり、 することとした。なお、各大学の事務局長あてに、本日の協議決定し 査会はじめ関係各委員会の会長、 い委員を調査して送付することとした。 これに対して、戦前においては、学科増設の場合には、 たい旨を通知することとした。 各ブロックごとに、 その区域の有力者に個別に可能性のあ 副会長ならびに総理大臣等へも陳情 各方面へ連絡をとり、実行してもら また本部においては、 国会解散前なる これが対策 あらかじめ 政務調 この また

取からてみずれ一千部プリント、

諮問事項「大学教育の改善について」のうち「大学財政について」 正午休憩、 午後零時半再開) いかがてかられ、実施配布済)

二、

について

関する各委員会の統合調整をはかるため、各常置委員会の委員長また る審議の状況は、二回位自由討議あり、また、文部省から細かい問題 述べ、了承された。また、進藤専門委員から、中央教育審議会におけ 万一差支えのあるときは、代りの方の推薦については一任されたいと 委員会においては、委員長がその委員会に出ることとする。しかし、 はその推薦する委員とで別個の委員会を設けることとなつたので、 の披露あり、もう二回位自由討議するとのことである旨の報告があつ 委員長から、この問題につき、先日の役員会において、諮問事項

これを総会に諮ることとした。 た。 この問題につき種々話し合いがあつたが、その大要は次のとおりで

- 1 大学特別会計の制度化について
- 2 大学の国有財産特別措置について 大学会計の特殊性を確保したい。
- 省がきびしくなり、実施が困難になつたので、これが円滑に実施で きるように取り計られたい。 この特別措置については、各省も均霑して乱用の気味あり、大蔵 (5)
- 3 大学に対する寄付金の取扱いについて 民間で寄付の際、 課税の対象とならないように取扱われたい。 その経費の一部とし、大学の仕事に寄付する場
- 大学会計制度の改善について 事務手続が煩鎖である。
- 5 沿うてこれを適正にするを要する。これが予算の増額を図るには、 を基としているが、講座によつてその経費の差があるので、 過ぎ、予算の組み方が問題である。今日予算の編成は、講座と教官 するようにとの要望があるが、管理費が研究費の中に盛られてある 時にこれを使う問題でもある。ただ、その研究費を全部教官に配付 今の段階では研究費一本とするのが有効か。予算編成の問題は、同 予算編成の改善について 旧制により差別あり、不公平である。全般的に予算は少な 実情に

別会計制度となればやり易い。学生を増募する際は、戦前のように のものが時代遅れであり、大学だけ別にすればやり易くなる。 予算編成には、何年間かの継続費の問題あり、これがためには、 は出ない。これには時日を要することとなる。また、官庁の簿記そ る。これがためには、科学的調査をして実態を把握しなければ結論 の問題で、その経費はどうするか、これを確立することが必要であ ので、その一部をはねることは当然である。これは大学の維持管理 あらかじめ準備を要する。これについては、名古屋、 大学教養部協議会からも提案があつた。 九州 大阪各

一般教育費增

7 学生経費の増ならびに改

8 庁費の改善ならびに増

算すれば約四万円となる。 千円、事務員六千円で、戦前は百十円であるから、これを現在に換 中央官庁なみに庁費の単価を上げられたい。今は一人当り教官三

要する。中央教育審議会の審議の進捗ともにらみ合わせて、 には大学を国が定めた特殊法人とすることも考えられるが、 なお、大学行政に大幅な自由を認め、大学の工夫創意を生かす為 また考えることとした。 その上 検討を

Ξ 九国立大学法・経・文・経営学部長会議の要望について

要を認めたので、これを総会に諮ることとした。 大幅増額を断行することを要望してきたが、本委員会としてはその必 制度の拡張をも考慮して十分に整備すること、このため文教施設費の に増額すること、③教育研究施設も新たな研究体制に即応し、大学院 の状態に復帰すること、②教官旅費を新たな研究方法にかんがみ大幅 在の研究体制に応ずるよう大幅に増額することとし、さし当たり戦前 右の会議から、本年十月社会科学系学部における(1)講座研究費を現

国有財産の管理運営について

庫の収入となり、これを歳出に組まず、管理運営上、 ている。大蔵省へ数次交渉しても今に決まらない。 右については、 人件費も経常費もなく、料金を徴収すると、 甚だ困難をきた 教育行政上の使 皆、 国

> 今回は単に報告にとどめることとした。 あつたが、もう少し研究の上、議題として総会へ提出することとし、 用は例外とし、単行法を制定してもらえれば最もよいとの話し合いが

2 第三常置委員会同専門委員会

所 昭和三五・一一・七 (月) 午前十時 東京大学講堂南側会議室

出席者 児玉委員長、各委員、各専門委員

文部省 学生課長代理

欠席者 草場委員、ただし、 鳥取、 金沢、 北海道各大学は代理出

児玉委員長主宰の下に開会

の学生活動の状況、 いたいと述べた。 の申合せにより、 その第一の問題は、 委員長から、 第三常置委員会として要望すべき事項もあろうと思うが 専門委員会で種々検討したことについて、まず審議願 補導の面、施設等の問題について審議したい。前回 学生自治会のことである。そのあとで、種々各大学

次いで、 詳細にわたり審議したが、特に規範、 大学の社会的使命、

全

員加入制、 これらは学生自治活動の正常化を図るため、 政治的活動、 指導体制等につき活発な論議があつた。 指導、助言を与える際の

参考に資するものである。

たいとの希望があつた。 また、本協会の総会で審議したことは、 学生部長へも伝わるようされ

度で是非作られたいとの強い要望があつた。 学生補導の面については、学生会館を大学の運営上、

従来より早い速

とし、 更に安保闘争のあと始末について各大学から報告があつた。 次回は、総会の前日十一月二十四日(木)午後二時から開催すること それまでに小委員会において、 本日の意見をまとめることになつ

(6)

0

第三常置委員会

日 昭和三五•一一•二四(木)午後二時 五時

東京大学大講堂北側会議室

出席者 児玉委員長、 各委員、 戸田第四常置委員会委員長、 斯

波専門委員

ただし大分大学は代理出席

文部省 西田学生課長

児玉委員長主宰の下に開会。

修正したので、これについて報告をした。 いて学生の自治活動について検討し、意見を勘案して小委員会において 委員長から、 去る十一月七日本委員会、専門委員会の合同委員会にお

り細か過ぎてはけない。指導体制としての責任の分担を明確に定めおく 外活動をもつと盛にすべきか。③政治的活動の意味。④指導方針はあま が、これを在り方と解すればそれでよかろうということになつた。②課 審議内容の主なことは、⑴規範という語について、また問題となつた

立て更に各大学において研究の結果議論が出れば一つの積み上げとなる 必要がある。 委員長から、 等である。 学長は責任があるので各大学の参考資料としてこれを役

第二常置委員会

時 昭和三五・一一・二四・午後二時開会

場 東京大学大講堂便殿

出席者 黒川委員長、 藤岡、 西 伊藤、 渡辺、 久保、 甲斐、

各

委員

文部省 春山大学課長

欠席者 中沢、吉井委員

大学の入学試験問題は、原則として、 高等学校卒業生を対象として

> 新制大学の責任を果すべきであることなどについて意見を交換、 の総会において黒川委員長から報告することにした。 高等学校卒業生を対象としないことが大切である。 (本号第1419頁参照) 一般教育の学科目については、基礎教育科目との関係を常に考慮し 明日

適当なる問題を出すべきで、難解に過ぎるような問題やいわゆる浪人

5 一常置委員会および同小委員会

第 常置委員会開催年月日は次の通りである。

昭和三五・一一・二四 (木)

昭和三六・ 二•二四 金

昭和三六・ 三・三〇 (木)

第 常置委員会小委員会開催年月日は次の通りである。

昭和三五・一〇・一二(水) 第1回

昭和三五・一一・ (水) 第2回

昭和三五・一二・一六 **金** 第3回

昭和三六• (木) 第4回

昭和三六・ 昭和三六• 四・二〇 二. 二四 (木) (金) 第6回 第5回

昭和三六・ 五。二四 (水) 第7回

右の中第一項大学の目的、性格については中間報告を作成して提出した た事項中、第一項、大学の目的、 (詳細は本号彙報の部、 第一常置委員会は、 運営について、 を担当し、 先に文部省から中央教育審議会に対して諮問され 第四六頁を参照ありたし。) その改善について研究することとなり 性格について、および第三、大学の

加されることになつた。 長から第二十二回総会において報告されることになつている。 小委員会委員として、香川愛媛大学長が第3回小委員会より参 大学の管理、 運営については、継続研究中であり、

般教育特別委員会

般教育特別委員会は次の通り十五回開催した。 第1回 昭和三四• 一二・一六日(水)

第2回 昭和三五• 四四 (米)

第4回 第3回 // 四 三(生 一八(月)

第6回 第5回 五. 一六 (月) 火

第8回 第7回 •二九 (火) 七(月)

第 10 回 第9回 昭和三六• 二 - 五 一・一三(金) **余**

//

第 12 回 第11回 二十二八 (火) 二• 二(木)

//

第 13 回 四・二六(水 三・二九(水)

//

五・二七(土)

してあるので、ご参照ありたい。 右の中、第6回までの関係記録は会報第18号第二二頁、二三頁に掲載

次に、この委員会の中間報告

1 大学における一般教育の目標と実施について

一般教育の管理・運営の組織について

第五一頁に掲載ありご参照ありたい。なお、 たい。右の中後者は更に検討を加え修正された。これは、 会報第十九号第三五頁——第三八頁に掲載してあるのでご参照あり 中間報告として 本号彙報の部

3一般教育、 基礎教育科目について(本号末尾彙報の部五十三頁ご参照

ありたし)この委員会は、 、引続き

5 教養課程における保健体育について 教養課程における外国語教育について

> 二回総会において報告されることになつている。 等について調査研究中であり、詳細については森戸委員長から、 第二十

体育については、 臨時委員として外国語については、東大前田陽一 東大加藤橘夫教授が参加された。 保健

7 第二十一回総会

(1)役 会

昭和三五・一一、二五 金 午前九時三十分一

場 日本学術会議控室

総会運営について

各理事、

茅会長主宰の下に開会。

出席者

会長副会長、

各監事、

各常置委員会委員長

上時

議事日程について 会長から第二十一回総会の議事日程

戦没学徒の慰霊祭へ参列について

どおり承認された。

から靖国神社において挙行の趣で、会長あて参列方の案内があつたの 右につき、動員学徒援護会から、来る十二月三日(土)午前十一時

ないので、事務局長が代理として出席することとした。 で、会長がこれへ出席の可否について協議したが、趣旨は別段悪くは なお、和歌山大学長から本日学生生活のスライド映写につき、

切

な

(2) 第二十一回総会議事要録

る希望がありこれを承認することとした。

(第一日午前の部)

日本学術会議講堂 昭和三五・一一・二五(金)午前十 時

出席者 場 各国立大学長

> 原案 (8)

(別紙)

につき説明あり、

文部省 小林大学学術局長、福田管理局長、 生庶務課長、 西田学生課長、 村山教職員養成課長、 春山大学課長、 安蒲

島会計課長、 宮地人事課長

茅会長議長席につき開会を宣す。

右につき、会長から別紙により説明があり、原案どおり承認された。 議事日程について

会員の変更について 右につき、会長から、 前総会以後における変更について、 次のとお

、紹介があつた。

大学 別

小 荻 藤 新

原岡 由 市裕夫

> 旧 隆

大山遠 治登次

三 会務について

神戸商船大学 宇都宮大学 埼玉大学

報告があつた。

会長から前総会以後における本会の活動状況について、 次のとおり

1 会長が出向いて要望書を提出した。(会報第十九号第三一頁――三 七月十四日浅井人事院総裁に対し、大学教官の待遇改善について

二頁所載)

第一常置委員会 九月十二日、十一月二十四日の二回開催 十月十二日、 十一月九日の二回開催

4 3 第一常置委員会小委員会 九月二十四日開催(会報第十九号第二二頁— 二六頁所

5 茅六常置委員会同専門委員会 十月十四日開催

6 茅三常置委員会同専門委員会 十一月七日、 十一月二十四日の二

これに対して、諸般の事項にわたり質問あり、小林大学学術局長か

それぞれに対し、大要次のような設明があつた。

年度は例年に比し、比較的早く消化された。しかし府県の一部では

まる状態だが、

年度の後半には、

学芸大学の卒業者は、

確かに、

その年の四月六月項は、

かなりあ

全国的には殆ど消化している。本

7 一般教育に関する特別委員会 十一月七日開

8 茅二常置委員会 十一月二十四日開催

10 9 大学設置審議会委員候補推薦について 会計中間報告(会報茅十九号茅二七頁所載)

> 至急推薦方依頼されたので、 学長吉田東京農工大学長、 右につき、文部省事務次官から、退任された蝋山お茶の水女子大 山田静岡大学長各委員の倍数六大学長を 次のように十一月四日推薦しておいた

Ø.

で、了承願いたい。

平沢大阪外国語大学長 山中一橋大学長

久米お茶の水女子大学長 伊藤信州大学長

渡辺静岡大学長

昭和三十六年度予算等について 井上東京農工大学長

吗 究中である。明年度モデル寮を建設する。健康保健の費用、 寮はいたみ、形式も陳腐なので、 要し、専門的職員が必要なので、その増員を図る。学生の厚生施設と 先年以来、種々問題を生じ、この際、学生部の職員を更に充実するを である。その他、厚生補導の関係としては、従来、学生部があるが、 の面から、予算の獲得をはかり、大学の教育、研究の充実を図る考え る。文部省は例年ここに重点を置いて折衝しており、殊に 科 学 技 術 申すまでもなく、研究費等は、 は直接関係のないものも入つているが、あらかじめ御了承願いたい。 を配付して概略報告することとした。早々のため、落ちたもの、あるい について詳細な説明があつた。 の事務費をこの際大幅に増す必要があると考えるとて、以下別紙各項 して要望の強い学生会館等も本年度から大幅増を要求する。更に学生 おいて概略報告した。本日特に加えることはないが、 小林大学学術局長から右については、九月二十四日、 文部省の最も大きい予算を 占めてい その面から新らしい寮を考えて、研 別紙簡単な表 本協会役員会 厚生補導 (9)

を考えている。これについては、法制局では従来の例から法的に しい問題で、 とならず他へ行くのではないかとのことだが、これは非常にむずか 年程度の工業高校教員の養成では短期大学程度のものとなり、 当あると思うので、これを工業高校へ廻されないかとか、また、 数の多いところでは、消化の悪いところもあり、アンバランスであ る。それで、 「困難だといつているので、この点打開したいと研究中である。 つている。これに関連して、自然科学的の研究をしている者も相 あらかじめ契約して一定の年限教職に就くように特別の制度 ねらいとしては、優秀な学生を入れ、この際、給費制 それぞれの教委と大学と連絡を取り、実際の数を操作 \equiv

等につき、事前にはつきり想定し、早い機会に大学事務当局と相談 きになり、 なければならないと思つている。 募に伴なう教官の増は、いらべくしてむずかしいことで、その将来 しては、 従来のゆき方では申訳ないので、 したいと考えている。従来の計画に対しては決して打ち切る考えで 四千名の増募については、従来確かに具体的な事柄よりも目標が先 教官の需要の増加に対応するよう博士課程の給費生のことも考え 昭和三十二年度から実施した理工系学生八千名のうち国立大学の 前向きとし、建物も併行して実施することとする。学生増 設備や教官の予算も考えている。今後の一万人の増募に対 追つつかぬ実情であつた。これから一万名の増員に対し 明年度以降は、専攻の学科や施設

議会を作つて検討中である。将来、 してくる。学生定員どおり採つてもらいたい。必要な予算は配付す いる。今後、 農芸化学等理工系に近い者は一部増募の予算を要求し 農学部はどうあるべきかは非常に重大な問題で、 農学教育のゆき方に非常に影響 協

くしている。 ろうよう、 学生経費等の増額のほか、教官研究旅費も単価を上げ、 面で民間へ流れるのを食い止めるため、 教授は三〇%に近い数字が出ており、 大臣も折衝しているが、勧告の線で実施されるのではな 教官の待遇改善については、 その勧告以上に認めても 人事院の勧告もあり、 助教授以下助手等が給与 口 『数を多 学

9

> する。 ている。 は確かにあつたが、今はその格差を考えず、それぞれ同率に増加し の旅費が含まれてある。文科系理科系の経費の開きは、数年前まで かと思つている。教官の旅費のうちには、学会や学生指導のため 実験実習のための助手、 雇員、作業員等もできるだけ増員

きるだけ努力するが、各位におかれても、 を置く政府の考え方の現われであると思う。文部省においても、で 党においても、例えば育英奨学関係予算についても、 おくことを言明してあり、今の文部大臣も非常に熱心である。 ゆきたい、文教予算の編成については、政府も教育施策には重点を 二億円の予算を要求している。現状では、この程度で止むを得なか て推進することも大いに必要だと思う。 従来に例のないことで特に認められたごときは、これも教育に重点 小さいとして画期的な規模となり、また本年度の追加予算にしても にならないようにされたいとのことであるが、これは強力に押して ろうと思う。四百億円の予算増はいずれも重要であろうが、予算の る。一応五カ年計画を第一次計画とし、三十前後の大学を想定し、 は五千万円で、 館については、 従来から考えているが、まだ実現していない。 その下に総括的のことを担当する専門的知識の人が必要である。 れが講座を開き養成するようにしたいと考えている。 れで大きな大学には、次長格の者を配置する。また、 になつている。 部が通らない場合でも、 学生の厚生補導の面については、 一年二カ所の割りである。殆どの大学から要望があ 大幅に申請したが、 教官が学生部長になると、一、二年で交代するので 補導費は重要であるので、これに皺寄せ 非常に期待されている。 今の学生部は補導の仕 全体的の雰囲気を作られ ある特定の大学にこ また、 要求はむしろ 研修は必要で 事が (10)

大学相互間で、それぞれ特色を作ることは結構である。現在のとこ の会合へは一回出席したが、 は、専攻科目を整理して幾つかのグループを作るとの話である。 して認めるという結論に達したかとのことであるが、大体の考え方 多年の懸案である文理学部の問題については、 就任早々で、未だよく分らないが、各 社会科学を専 改と

ところへ設けられたいとの希望があつた。ところへ設けられたいとの希望があつた。その後、大学制度の問め、案を提出した大学は少ないようである。その後、たとえ工学部はなくとも国土開発の上から必要性のある。までなく、たとえ工学部はなくとも国土開発の上から必要性のある。その後、大学の目的、性格その他全般につき、中央教育審議会へ諮問題で、大学の目的、性格その他全般につき、中央教育審議会へ諮問る、案を提出した大学は少ないようである。その後、大学制度の問ろ、案を提出した大学は少ないようである。その後、大学制度の問

Ñ,

ことであるとの報告があつた。

五、国立大学の施設の問題について

れを作成したのは、少くとも今までの基準に早く達することと一方に これに基いて緊急整備の五カ年計画を立てた。従来は、 その実態の調査をすると、まだまだ非常にできていないものがある。 このテンポでは間に合わないので、 善したいとの観点からである。それで、従来の十年の計画を見ると、 と、また国立大学には、老朽の施設が多いので、できるだけ速かに改 は学生増のあとで施設することを止め、事前の前向きに重点をおくこ 行しないことが問題で、 基準まで整備する。 達するまで五年間に引き上げる。②また、定員増に伴ない、 で措置する計画なのである。そこでまず、昭和三十六年度を、 右につき、福田管理局長から、大要次のような説明があつた。 ·従来、施設の問題は各大学の関心事であつて、文部省としても、 (1)各大学の現状に基づき、応急最低基準 (3)一般に、 私立大学に比して国立大学は遅れている。こ 老朽のみならず、老朽でなくとも、 五年間に八十万坪を六百五十億円 (戦前の七〇%) に 計画どおり進 応急最低

> 坪のうちにも種々あるが、この程度の建物を早急に改築する。 これは一般的原則である。国立大学の約七〇%百三十五万坪は木造建 その他の学部、教員養成大学は別個である。不足坪数、老朽施設の整 増と従来の不足計五十四万坪で、研究所施設もこれに入る。今後の新 築も五千点以下の教育研究上支障あるものは改築する。あわせて約十 三年で整備する。理工系の施設はなるべく重点的に取り上げ、老朽建 分は、昭和三十六、三十七年度の二カ年で整理する。老朽のものは、 の問題は、特に理工系大学では、 でのテンポでは、その更新だけでも、今後四十年近くかかる。 物で、そのうち四十年以上を経過した施設は、三十万坪である。 育、研究上困るもの例えば理工系大学、病院等も含めて改良建築する。 備は同様で、特に理工系関係は早急に整備したい。従来図書館その他 研究所は別で、今のところ一万五千坪である。理工系約十七万坪で、 きに整備したい。従つて昭和三十六年度以降五カ年は前向きとし定員 万坪である。定員増や理工系学生増募の新らしいものは、今後、 設も分つてるものは取り上げる。附属学校も老朽校舎多く、昭和三十 ないが、老朽のものは早急にやる。 九万五千坪である。学生寄宿舎については、老朽のものがあり、利用 要するものがあり、できる限り五カ年計画で取り上げる。これらは約 とになつている。附属病院も不足坪数や老朽のものも相当あり、その 六年度から三年間、昭和三十八年度で、一応曲りなりにも完成するこ 大学全体の管理体制のものは、 上にも問題がある。合計九万坪である。全体としては大きな坪数では 医療看護の安全、病院そのものの運営自体面から施設改善を あまり考えなかつたが、大学全体の施 基準への坪数は、今までの足りない 、その次 三十万

各位の協力で折衝の最中である。これは必ずしも十分でないが、一応進むが、大蔵省はしぶいので、われわれの要求どおり金はくれないがは、予算百三十億円を要求している。これによれば、従来の三倍程度円で、これを五カ年計画で緩急順に実施してゆく。昭和三十六年度に百四億円、学生寄宿舎九万坪、六十億円、計七十九万坪、六百五十億理工系以外三十三万五千坪、二百五十億円、十二万坪、二百三十億円、以上、概略内容を説明したが、理工系二十七万坪、二百三十億円、以上、概略内容を説明したが、理工系二十七万坪、二百三十億円、

ず、 願いたい。 推進し、国立大学の整備に努力したい。この機会に各位の協力支援を たのだから何とか百三十億円の予算をできるだけ多く獲得し、 えらるべき問題であるので、 も通過し、万一駄目となつても、昭和三十六年度予算の一体として考 は、全くいけないという態度は示していない。うまくゆけば、 来週早々に決まるが、 昭和三十六年度のことをやりたい。この補正予算のことは今週末から かも知れないが、理屈上は、 申込む。その九億円、 向きとのことで、十分整理はできなかつた。しかし今後の増募は、 伴ない、 大蔵省へ補正予算を要求している。しかし、なかなか要求に応じない さき程理工系学生増の問題があり、 ているので、うまくゆけばこの了解に達するのではないか。今一つは 獲得できるような方向に財政当局の了解事項としてもらえれば、 五年度までに幾らか整理したが、半分以上も残つている。これはあと 大蔵省もそのまま飲むとは考えられないが、大蔵省もその意向を示 この計画をかためてもらいたいと申込むつもりである。今の交渉は、 年計画は楽になる見透しである。 のこと等一応含んでいるので、今後毎年ある程度自動的にスムースに の不足は充たせると思う。今後の学生増募の問題、 過去の未整理二万五千坪を昭和三十六年度にうめるよう大蔵省 その必要の施設は、 なお、 細かい点は、質問に応じて答えたい。」 大蔵省も非常に無理だというが、過去の未整理 来年度工業教員養成所の確保に必要な三億円を 今までの施設の整理をやり、そのあとで 今一度大蔵省へ交渉してみる。 四万五千坪で、昭和三十二年度——三十 それで大蔵省や党でこれを取り上げ (別冊十三頁所載)、約四千人増に あるいは老朽建 折角出し 大蔵省 施設を 五力

整備するとの考えで進んでいると答えた。 ただされ福田管理局長から実行上緊急を要するものは、 い。それがためにはこの内容をよく知つておかれたいと述べた。 戸田金沢大学長から一般教養施設をうしろ向きとした理由は何かと 会長から、五カ年計画で軌道に乗せたい。この案の推進 に 是非前向きに 努 め た

同大学における具体的実例を述べて要望があつた。 連することだが教室のほかに実験台等の分も是非整備されたいとて、 吉井岐阜大学長から、従来の定員増未整備の二万五千坪に関 これに対して、 福

(11)

で要求するとの説明があつた。 田管理局長から、そのような事情は他大学にもありこれには補正予算

六 新委員の所属常置委員会につい Ċ

右につき、 会長から、次のとおり報告があつた。

第二常置委員会 所属常置委員会名 大学 埼玉大学長 名 藤 新 岡

由

夫

宇都宮大学長 神戸商船大学長 小 萩 谷 原 信 雄 市祐

第六

同

、午後零時二十分休憩、 昼食)

なお、休憩時間中に、 和歌山大学提供のスライド の上映があた。

(3) 第二十一回総会議事要録

一日午後の部

H 昭和三五・一一・二五(金)午後一時二十分 日本学術会議講堂

出席者 午前に同じ

茅会長議長席につき開会を宣す。 第一常置委員会 平沢委員長 各常置委員会所管事項の報告

ていない。 あるが、 討することとし、十月十二日、 委員会の委員全部が集合することは無理なので、小委員会を作つて検 的に検討することであるが、本日までに第一の事項について検討した 十四日、 *ن*ا ه 項のうち、 本委員会の重な仕事は、文部省から、 しかも戦後の日本の大学教育の実情を考えなければならない。 まだ検討は終つていない。 各方面の意見 を十分聞い て検討した 第一常置委員会を開催した。まだ、案を文章にするまででき 国立大学としては共通で、この全般の事情が反映し、 できるだけ無理のない結論を出したい。大学は多種多様で 第一の大学の目的、 十一月九日の二回会合した。十一月二 性格、 第三の管理運営につき、全般 中央教育審議会へ諮問された

それは出発のとき、十分の見通しや準備がなかつたためである。 その実情に沿うようにしなければならない。各位の意見を承わり、 らは何を意味するか、検討を要する。本委員会や小委員会の考え方は と然らざる大学とがある。 下げなければならないと思つている。次に正確な表現といえないが、 本当に大事なものをつかんでいるか。そんな点で、もう少し深く堀り れわれ日本人も決して単なる模倣でないが、出発点では、模倣したと ラエテーの形に富んでいる。欧式は古典的に深く、思想的である。 んでいても、米式の背景(土地、人、歴史)も違うから、非常にヴア つ学生を作ろうとの考えである。それらの考え方は、概念的にはつか のアメリカ式では、 少数の人にできるだけ高い教育を盛り込む教養を与えようとし、戦後 であろう。大体ヨーロツパ式の考え方で行われた今までの旧制では、 か。人によつて見方は種々ある。理念そのものについての検討も必要 々、大学教官の全部に新制大学の意図することが十分徹底している である。また、新制大学に事実変つているか。大学の管理に関係の方 出発後にも、 ようにはいつていない。一体その原因は何か、その原因は多くあるが あると思う。今日の国立大学の実情は、 定してやる。これには議論もあるが、本協会としては、これが穏当で 公、私立大学の全般のことを頭に置くが、問題の重点は国立大学に限 これには非常に批判的である。 研究を主とする大学、 の歴史的事実がある。欧式、米式の仕方で、 を集めるのみでは不適当である。 るとするも、そのうちには低くとも研究能力を与えるを要する。 るも、大学なる以上は、 制大学は、いわゆる米式のように大勢多数の職業人を対象とするとす いわゆる学部の課程では、 また新制大学においては、 手真似、足真似では大学というには合わない。教育を主とす 必要な施設、 比較的多数の人に高い教養を与え職業的能力を持 教育を主とする大学、または大学院を持つ大学 研究能力、 非常に漠然な表現だといわれている。それ 設備や教官の裏付けが得られなかつたため その理由もいろいろある。 少くとも原則的には一様に考えること 上に大学院があると否とにかかわら それでは大学教育とはいわれない。 独創力を織り込まなければならな 新制大学の発足当時の理想の 自分の考えているような たとえ、新 また わ 玉

> せず、 背景や土地の事情を考えて、ヴアラエテーを持たせることが必要でな べきである。少くとも学部四年課程の新制大学は、大学院の有無に関 景を考えて、 では、新らしい意味の新制大学にはならない。各地の実情、 似する場合もないでもない。そのように新設の大学を整理する面だけ 自身自尊心を失ない、社会の不当な評価を免れないことになるか。 院を持たない大学は、十分成長することはできないか、あるいは学生 は実際的である。かりに三つの分け方とすると、ある意味では、 う。話の途中であるが、本委員会の小委員会においての話し中、 現実の歴史をいかにしつかり把握するか十分検討する価値があると思 る。いわゆる旧帝大との話が出てびつくりしたことである。もとの帝 なつたが、まだ旧制の形で運営しているのではないかということであ 高等教育機関には、一般性を避け多様性を認めることとしてあるが、 いか。なお、各大学に十分ヴアラエテーを持たせることについては、 整備より更に一段劣つている。無理してスタートしたため、 あるが、それは新制大学である。学部の基礎の上に立つので、 にするか苦しんでいる。今度は、大学院は旧制でないかとの考え方が 国大学でも戦後は新制大学になつている。いかにして正しい新制大学 にびつくりしたことの一つは、もとの帝国大学はいかにも新制大学に 新設の新制大学を整備することは、ややもすると、古い大学の真 原則は同一であるべきで、それをいかに運用するかは、 ある意味では古い大学にないような独創的のものを作る 大学の背 学部

A Pro

a

(13)

学部で手一杯で、

大学院にまで手が及ばないのである。これについて

学的に多数による結論ではなく、内容的に十分話し合い、どうするか

各位の意見を承わらなければならない。

から提出するには、

いう大学とは、

ない程、やかましくなつている。大学の目的、

とである。大学といつても、六・三・三の上は、みな大学で、ここに部の在り方に歴史的発展を考えて十分ヴアラエテーを持たすというこは、大学院の有無にかかわらず一様で、性格は同じであり、また、学る。今までの話のうちで、最も大事なことは、新制大学の四年制学部は更に検討する。大学院と研究所との関係はどうするかと の 話も あは更に検討する。大学院と研究所との関係はどうするかと の 話も あ

何かとの議論があり、言葉の定義を決めなければなら

性格について、

横の連絡調整を図ることにしてある。 はアンケートを要するか、 案を出していただきたい。各位の意見をいただき、あるものについて めるについては、会長、 副会長、各常置委員会委員長で委員を組織し 機械的にはゆかない。諮問事項の審議を進

的でなく、大学院を置いてよいのではないかとの話し合いがあつた。 従つて、 いては意見が一致した。しかし、内容的には、研究費の格差はある。 院の有無にかかわらず、 第二常置委員会 右報告に対し、四年制大学の性格等について論議があつたが、 どの大学も、大学院を置けるように本当に成長すれば、 黒川委員長 原則として性格は同一であるということにつ

入学試験について 殊に一般教養課程のことについて検討している。 日、本委員会を開催した。本委員会は、大学の入学試験や学科課

能力がある。コナント・レポートによれば、米国も同様十五%との 制大学の収容人員は十二万五千人、短期大学は三万五千人、計十六 年度中に討議の結果を申出るとのことである。ただ、以上のような ことである。 万人の収容能力があるとのことである。 大体高校卒の十五%の収容 は、大体九十万人で、間もなく百万人になるとのことである。 問題があることをお伝えする。文部省の話では、高等学校の卒業生 れた。そのほか若干あるが、これは高等学校長協会で、 れるので、入学試験の時期を七月、入学時期を九月とし、明治、大 として考える余地のあるものがあるが、何等結論は出ない。 あつた。ただ、東京新聞に問題七つ許りあり、そのうち三つは大学 何か申出ていることがないかと聞いたところ、何もないとのことで があると掲載されていたので、これについて話し合つた。 正時代の旧制高等学校当時のようにしてはどうかとの問題が提起さ 入学試験は三月のために、高等学校教育は、準備教育のため妨げら むずかし過ぎる。あるいは高等学校で教えないこともあり、 い。あるいはあやまつたもの、 先般新聞紙上に、高等学校長方面からとして、大学の入学試験は ただし、 国立大学の収容能力は四万六千人である。 あるいは多種多様の解釈があるの 昭和三十六 文部省へ 大学の 四年 文

> とのことである。一方、 験問題を検討して各方面へ流している。最近は非常に妥当になつた ているとのことである。大学の入学試験問題で不適当なものについ 力をオーバーしているとのことである。主として私立大学に収容し の回答率で、国、公、私立三千五百校のうち、二十万六千人収容能 てほしいとのことである。高等学校のレポートによれば、九十八% 体二十万人が入学する。国立大学は定員より三千人位少なく採つて 部省の調べによると、大学は五百二十五校で八十八万人が受験し大 ても考慮を要するか。 ては、文部省に委員会あり、各方面の専門家が集まり、毎年入学試 いるとのことである。教員養成大学や農学部に問題があり、考慮し 新聞に出るものについては、 大学当局とし

大学の学科課程について

2

すべきかとの話合いがあつた。本日、これについて引続 もう少し考え、選択科目を減らし、四十人乃至五十人位のクラスと も試験のやさしい学科目を選んでシニヤに進むので、クラス編成を のことであつた。非常に多くの学科目が用意されてあり、学生は最 列で、二十三から十二学科目位で、大体、二十科目見当が妥当かと 学から回答あり、そのうちに実情に合わないものがあつたため、 局、三十大学を集計したところによれば、人文、社会、自然の三系 とのことである。それを更に各大学にアンケートを出し、六十一大 が、開設科目はどの程度がよいかを調べたところ、大体二十二科目 うな実情である。教官の数は限られ、非常に多い学科目で、学生も 多く、それに選択科目の多いところにも問題がある。そこで文部省 クラスの編成がむずかしく、三人で一クラスとなるところもあるよ ないところで十九科目である。それだけ多くの教官を要する。また に区々で、例えば、多いものは五十科目、あるいは三十六科目、 これについては、従来論議してきた。一般教養の学科課程 き討論

た。 等学校のように、 これに対し、戸田金沢大学長から、 一般教育を厳格に取扱われたいとの希 望 が あつ 人間教育の観点から、 旧制高

0

10

(14)

第三常置委員会 児玉委員長

南方

不都合の点もあると思うので、 る際の参考に資するものである。また、各大学において相談の結果、 に詳細に検討を行つた。なお、これらは各大学において方針を決定す んな心構えで臨むかにつき検討したもので、これについて昨日午後更 **取り組んできた。これは、学生が自治活動を行うとき、大学としてど** 目のうち、第三項の「自治会活動の規範の確立」について、主として 同委員会とした。この報告のうち、 あいても「学生自治会活動の問題点について」(会報第十九号第三二 七日、十一月二十四日の二回開催し、十一月七日には専門委員との合 頁――三四頁所載)を報告した。なお、 自治会の正常化が必要と感じ、これが対策を検討中である。 一学生運動のアブノーマルの状態に対してどうするか、それには学生 本委員会では、学生の補導のことを主として取扱つており、 それは申出ていただきだい。 「三、改善のための方策」の七項 前総会後、本委員会を十一月 前総会に 春以来

第四常置委員会 戸田委員長

全を期したい。

全を期したい。

なき程は、また、小林大学学術局長、福田管理局長の両局長からの説のあり、学生会館等が五カ年計画でできるとのこと、誠に同慶の至明もあり、学生会館等が五カ年計画でできるとのこと、誠に同慶の至明を表し、また、小林大学学術局長、福田管理局長の両局長からの説さき程は、また、小林大学学術局長、福田管理局長の両局長からの説さき程は、また、小林大学学術局長、福田管理局長の両局長からの説さき程は、また、小林大学学術局長、福田管理局長の答申にもあり

第五常置委員会 正田委員長

特に報告することはない。

第六常置委員会 山中委員長

理局長から説明のあつた国立大学の施設整理のことであ り、 今 一 つっことになつたのである。議題は二つで、一つは、本日午前、福田管 なこととなり、本委員会としては異例であるが、十月十四日に開催す あこととなり、本委員会としては異例であるが、十月十四日に開催す から、財政問題につき特別の連絡があり、その点を中心として協議す から、財政問題につき特別の連絡があり、その点を中心として協議す 本委員会は、十月十四日、専門委員会との合同委員会を開催殆ど全本委員会は、十月十四日、専門委員会との合同委員会を開催殆ど全

寸義しれ。た事項のうち、大学の財政に関する問題で、この二つの問題についてた事項のうち、大学の財政に関する問題で、この二つの問題については、総会から委嘱のあつた文部大臣から中央教育審議会へ諮問のあつは、総会から委嘱のあつた文部大臣から中央教育審議会へ諮問のあつ

⊖ 国立大学施設整備について

党なりへ希望を伝えることが必要だというので、至急文章を作り、 力強く申出ることとした。私も努力したが、幸い森戸副会長もおら を得たい。その際の話では、 海外出張中で、 したがこれはできるだけ早く文部省に協力するためで、偶々会長も を本委員会で決定することとした。なお、 ら、これをさし当り本協会の緊急要請の最低額として提出すること な実現に協力すべきことが先決であると考える結果、不 満足 な について顧みる場合、文部省の要求程度ででも、まず、これが完全 きものでないことなど幾多問題がある。しかし予算要求の現実の枠 取り方にも多少問題がある。また応急最低基準が必ずしも満足すべ 生の増加が考慮されていない。また、資料中、基礎となる学生数の 令人口増加と社会文化の発展は世界の傾向で、これに伴う一般大学 に伴う科学技術者の増加については考えているが、人口特に生産年 論このままでは満足すべきものではない。例えば、産業経済の発展 は、その要求の規模において、また、要求の理由内容について、 外、その他内容は全部同一である。しかし、本協会として見るとき に決定した。 この趣旨を明らかにするため前書を付した。 協会も増額を願いたいと、これを第六常置委員会の原案とすること よりも上の線を願うのが常例であるが、今回は最少限度この線に本 昨年度よりは九十億増の百三十億円とした。従来は、文部省の考え れまた幸い管理局において各国立大学の実態を調査し、 費等も追々に充実されてきたので、この際、 は妥当かと思う。文部省においてもこの問題を取り上げている。こ 幸い人事院の勧告あり、教官の待遇も改善の機運に向い、教官研究 整備費充実の三本の柱について本委員会としては要望してきたが、 これまで、文教予算のうち、教官研究費、教官の待遇改善、 勝手ながら、 できるだけ早く、この内容を政府や政 この措置をとつたのであるから、了承 前書の終りに協会名を出 施設の問題に紋ること 施設費は、 書以

(=)たので運動していただいた。 大学の財政問題について

要は次のとおりである。 これについては確定的な決論はなく、 種々意見を伺つた。 その大

大学の会計制度について 非常に特殊性があるので、これが特別措置を制度化する要があ また、現在の会計制度は繁文褥礼で細か過ぎる。

弾力性を持

たせるようにすべきか。

2 長期のシステムを考えられたい。金額分配のことについても種 意見があつた。 般行政官庁と差別扱がある。教育については一年ごとでなく、 予算の編成について 新制大学と旧制大学との間に区別はないか。単価のシステムも

3 大学への寄付金の問題について

種々支障がある。具体的には損金の取扱いができない。

. 等の問題がある。 学内国有財産の管理、 行政財産の運用について合理的にせられたい。 運営について

食堂の家賃支払

用したことを正式にお詫びする。 国立大学の施設の問題につき、 協会の議を経ずに協会名を使

また、財政問題については、毎年三本の柱につき要望書を提出してき れてきたので、本年は、施設整備について力を入れ、これのみ要望す たが、本年は教官待遇もある程度改善され、教官研究費も漸次充たさ ることとした。 会長から、ただ今の追認の措置について諮り、追認を了承された。

第七常置委員会 村上委員長

特に報告することはない。 般教育に関する特別委員会 森戸委員長

た。その第一報は、一般教育の目標と実施、 その観点から、この特別委員会が設けられたわけで、順次研究してき 般教育は、今日の大学教育の盲点の一つで、諸方面で論議され、 および管理、 運営の組織

13 (M) .e (

> 織については、中央教育審議会の問題にもあり、早く結論を出 重に考えている。 てある。これについては、各大学でも身近かな問題であり、私共も慎 について、 て検討し、 と思つているが、種々の事情があり、 に沿うて更に検討するつもりである。今の教養部を準学部的に扱うと るもの、 もの)、2)単科大学に見られるような学科の連絡により目的を達せられ 型を考えた。即ち、(1)教養一般教育学部 て組織を考えることが妥当であるということから出発し、大体三つの の型を一つにすることは難しいので、現状を明らかにし、 一月七日開催し、さき程の一般教育の管理運営の組織につきあらため を持つべきである。又その内容や方法が問題で、 いうことは、教養学部を目標とすることではない。専門教育を担当す れに即してそれぞれ違つた型で一般教育を担当するのである。この線 が大学の目的、 は残念である。序に、中央教育審議会へ諮問があり、その特別委員会 るか。基礎教育に重要な点を占める外国語の教育や、保健体育をも広 題、一般教育との併行か、または混同される基礎教育科目をどう考え を受けた者は、それぞれの学部に行くのだから、大学全体として関心 主性をもつて一般教育を運営するものの意と解釈されたい。一般教育 る学部とは性質が異なる。ここでいう学部とは、専任の教官が居て自 私は本協会の関係からで、 にというので、止むなく承認した。これは非常に大事な任務である。 い意味の教養課程として審議する。本日はまとまつた報告がないこと る。 別委員会は、大学の目的、 基本の立ち場が出ないから、それで、 財政等の問題があり、 諮問事項には、大学の組織、 大体四月頃までにこの仕事を終わりたいと思つている。 ③そのほか文理学部、教育学部等で担当する場合である。こ 中間報告として、会報第十九号第三五頁―三八頁に掲載 種々討議した。組織については、中間報告のとおり、大学 性格につき審議するのであるが、私はその主査に是非 金沢大学ほか四大学からも提案がある一般教育の組 その審議には、 性格について担当するのであるが、そのほ 利益代表でないから了承願いたい。 管理、運営、学生の補導、 会合は思うようにできない。十 この特別委員会ができたのであ 大学の目的、 (学部でないが、 準学部的の 横割りか縦割かの問 性格が分らないと それに即し それで大 入学試験 lしたい この特

(16)

第三常置委員会 児玉委員長

不都合の点もあると思うので、 る際の参考に資するものである。また、各大学において相談の結果。 に詳細に検討を行つた。なお、これらは各大学において方針を決定す んな心構えで臨むかにつき検討したもので、これについて昨日午後更 目のうち、第三項の「自治会活動の規範の確立」について、主として 取り組んできた。これは、学生が自治活動を行うとき、大学としてど 同委員会とした。この報告のうち、「三、改善のための方策」の七項 頁――三四頁所載)を報告した。なお、 あいても「学生自治会活動の問題点について」(会報第十九号第三二 七日、十一月二十四日の二回開催し、十一月七日には専門委員との合 自治会の正常化が必要と感じ、これが対策を検討中である。 学生運動のアブノーマルの状態に対してどうするか、それには学生 本委員会では、学生の補導のことを主として取扱つており、春以来 それは申出ていただきたい。 前総会後、本委員会を十一月 前総会に

第四常置委員会 戸田委員長

全を期したい。

全を期したい。

会を期したい。

会を期したい。

会を期したい。

会を期したい。

会を期したい。

会ともよく相図り、万から、その管理が面倒になつた。第三常置委員会ともよく相図り、万りである。一層の御努力を願いたい。なお学生寮も新制大学になつて明もあり、学生会館等が五カ年計画でできるとのこと、誠に同慶の至明もあり、学生の厚生問題については、さきに学徒厚生審議会の答申にもあり、学生の厚生問題については、さきに学徒厚生審議会の答申にもあり、

第五常置委員会 正田委員長

第六常置委員会 山中委員長特に報告することはない。

理局長から説明のあつた国立大学の施設整理のことであり、今一つることになつたのである。議題は二つで、一つは、本日午前、福田管ることとなり、本委員会としては異例であるが、十月十四日に開催すから、財政問題につき特別の連絡があり、その点を中心として協議すから、財政問題につき特別の連絡があり、その点を中心として協議すいることとなり、本委員会として取上げるとの了承を得てあつたが、偶偶文部省は出席された。前回の総会の際に、会報にあるように、秋に重点的員が出席された。前回の総会の際に、会報にあるように、秋に重点的

力強く申出ることとした。私も努力したが、幸い森戸副会長もおら

討議した。 た事項のうち、大学の財政に関する問題で、この二つの問題についてた事項のうち、大学の財政に関する問題で、この二つの問題については、総会から委嘱のあつた文部大臣から中央教育審議会へ諮問のあつ

⊖ 国立大学施設整備について

党なりへ希望を伝えることが必要だというので、 を得たい。その際の話では、できるだけ早く、この内容を政府や政 海外出張中で、 したがこれはできるだけ早く文部省に協力するためで、偶々会長も を本委員会で決定することとした。 ら、これをさし当り本協会の緊急要請の最低額として提出すること な実現に協力すべきことが先決であると考える結果、不 満足 なが について顧みる場合、 きものでないことなど幾多問題がある。 取り方にも多少問題がある。また応急最低基準が必ずしも満足すべ 生の増加が考慮されていない。また、資料中、基礎となる学生数の 令人口増加と社会文化の発展は世界の傾向で、これに伴う一般大学 に伴う科学技術者の増加については考えているが、人口特に生産年 論このままでは満足すべきものではない。例えば、産業経済の発展 は、 外、その他内容は全部同一である。しかし、本協会として見るとき 協会も増額を願いたいと、これを第六常置委員会の原案とすること に決定した。 この趣旨を明らかにするため前書を付した。 昨年度よりは九十億増の百三十億円とした。従来は、文部省の考え れまた幸い管理局において各国立大学の実態を調査し、 よりも上の線を願うのが常例であるが、今回は最少限度この線に本 は妥当かと思う。文部省においてもこの問題を取り上げている。こ 費等も追々に充実されてきたので、この際、 幸い人事院の勧告あり、 整備費充実の三本の柱について本委員会としては要望してきたが、 これまで、文教予算のうち、教官研究費、 その要求の規模において、また、要求の理由内容について、 勝手ながら、この措置をとつたのであるから、了承 文部省の要求程度ででも、まず、これが完全 教官の待遇も改善の機運に向い、教官研究 なお、 しかし予算要求の現実の枠 前書の終りに協会名を出 教官の待遇改善、 施設の問題に紋ること 至急文章を作り、 施設費は、

() 大学の財政問題についてれたので運動していただいた。

要は次のとおりである。 これについては確定的な決論はなく、種々意見を伺つた。その大台 大学の財政問題について

たせるようにすべきか。。。また、現在の会計制度は繁文縟礼で細か過ぎる。弾力性を持非常に特殊性があるので、これが特別措置を制度化する要があ1.大学の会計制度について

意見があつた。
意見があつた。
意見があつた。
を考えられたい。金額分配のことについても種々一般行政官庁と差別扱がある。教育については一年ごとでなく、
一般行政官庁と差別扱がある。教育については一年ごとでなく、
を関していて、
のがあった。

種々支障がある。具体的には損金の取扱いができない3 大学への寄付金の問題について

い等の問題がある。
行政財産の運用について合理的にせられたい。食堂の家賃支払・一学内国有財産の管理、運営について

たが、本年は教官待遇もある程度改善され、教官研究費も漸次充たさまた、財政問題については、毎年三本の柱につき要望書を提出してき会長から、ただ今の追認の措置について諮り、追認を了承された。用したことを正式にお詫びする。

れてきたので、本年は、施設整備について力を入れ、これのみ要望す

一般教育に関する特別委員会 森戸委員長特に報告することはない。 第七常置委員会 村上委員長

た。その第一報は、一般教育の目標と実施、および管理、運営の組織その観点から、この特別委員会が設けられたわけで、順次研究してき一般教育は、今日の大学教育の盲点の一つで、諸方面で論議され、

(39)

1

(19)

ь

1

について、 と思つているが、種々の事情があり、 織については、中央教育審議会の問題にもあり、早く結論を出したい 重に考えている。 てある。これについては、各大学でも身近かな問題であり、 に沿うて更に検討するつもりである。今の教養部を準学部的に扱うと もの)、②単科大学に見られるような学科の連絡により目的を達せられ 型を考えた。即ち、①教養一般教育学部 て組織を考えることが妥当であるということから出発し、 の型を一つにすることは難しいので、現状を明らかにし、 て検討し、種々討議した。組織については、中間報告のとおり、大学 を持つべきである。叉その内容や方法が問題で、 いうことは、 れに即してそれぞれ違つた型で一般教育を担当するのである。この線 るもの、 一月七日開催し、さき程の一般教育の管理運営の組織につきあらため にというので、 が大学の目的、 は残念である。 い意味の教養課程として審議する。本日はまとまつた報告がないこと るか。基礎教育に重要な点を占める外国語の教育や、保健体育をも広 題、一般教育との併行か、または混同される基礎教育科目をどう考え を受けた者は、それぞれの学部に行くのだから、 主性をもつて一般教育を運営するものの意と解釈されたい。一般教育 る学部とは性質が異なる。ここでいう学部とは、専任の教官が居て自 別委員会は、大学の目的、 私は本協会の関係からで、 る。 基本の立ち場が出ないから、それで、 財政等の問題があり、 諮問事項には、大学の組織、 大体四月頃までにこの仕事を終わりたいと思つている。 ③そのほか文理学部、教育学部等で担当する場合である。こ 中間報告として、会報第十九号第三五頁―三八頁に掲載し 教養学部を目標とすることではない。専門教育を担当す 止むなく承認した。これは非常に大事な任務である。 性格につき審議するのであるが、私はその主査に是非 序に、中央教育審議会へ諮問があり、その特別委員会 金沢大学ほか四大学からも提案がある一般教育の組 その審議には、 性格について担当するのであるが、そのほ 利益代表でないから了承願いたい。この特 管理、 会合は思うようにできない。十 この特別委員会ができたのであ 大学の目的、 運営、 (学部でないが、 準学部的の 学生の補導、 大学全体として関心 横割りか縦割かの問 性格が分らないと 大体三つの それに即し 私共も慎 それで大

されたいと思うので述べた。 ができれば、中央教育審議会としても仕合せと思う。できるだけ寄与 事を含んで、 せよ、十二月五日までに本協会からも、殊に第一常置委員会で、この ら意見を聞くことになつている。大学関係その他の面で、 大学に関心の多い団体からも意見を聞きたいと思つている。いずれに である。十二月五日に、各団体で、関心を持つて研究している方面か 性格につき諸方面の意見や、本協会の意見も十分承わる等 総会を経ないが大体の大筋の点でも、 意見を承わること 産業団体や

ると述べた。 常置委員会の考えをできるだけ公平無私に良心的に述べるつもりであ 出てもよろしい。勿論、協会としての意見は準備はできないが、時間 つている。そのとき、本協会としての発言をすることになれば、 見を詳しく述べておいた。本協会から、私が出ればいいとなれば私が これに対し、平沢第一常置委員会委員長から、 第一常置委員会だけへは報告の原案だけでも話したいと思 森戸委員長へ私の私

当する一般教育について、できれば具体的な考えが出ればいいと思う 密接な関係がある。文理学部、教育学部それ自身問題があり、その担 ら、その際に検討する。一般教育の問題は、大学教育改善と関連して 者があつて学生の指導に当ればいいと思う。 関連して考えてゆきたい。学生指導の責任がどこにあるか、 問題になる。一般教育を行う際、 森戸委員長から、それは大事な問題で、時間があれば、学生の補導と 都崎茨城大学長から、一般教育の管理運営組織の三つの型の内容が 必ずしもできるとは申し兼ねると答えた。 学生の指導把握について質問あり、 組織運営の問題があるか 誰か責任

(4) 第二十一回総会議事要旨 (第二日)

昭和三五・一一・二六(土)午前九時半

茅会長議長席につき開会を宣す。 出席者 日本学術会議講堂 日に同じ

> 各常置委員会所管事項の報告 第一常置委員 平沢委員長

ば承りたい。 大学院も含まれる。その意味で、昨日の報告について何か意見があれ である。 日大学の性格につき懇談したが、 今日は六・三・三のあとは、 大体の筋道は昨日報告のとおり みな大学教育で、広い意味では

話し合いがあつた。 するつもりであるとの説明があつた。これに対して、大要次のような ら、本協会で検討中で、最終的結論はない。いずれ文章をもつて提出 での意見を基にし、必要があれば私の意見を述べる。問題は大きいか まり細かいところでは必要はない。大体、第一常置委員会や、 ましいとの補足があつた。また、平沢委員長から、十二月五日にはあ の意見を述べることになつているので、この際多くの人々の発言が望 うがこの第一常置委員会の取扱いに対して意見はないか。殊に来る十 で、差はない。大学院の有無によつて相違があるとの意見だつたと思 二月五日には、中央教育審議会の特別委員会へ出席して本協会として なお、会長から、昨日の報告では、 学部 はどの 大学で も同

実行するとの、二段構えになるものと思うと答えた。 部省に願うのみではなく、大学の立ち場で考らべきである。 べきものと思う。まだまだ日本の本来あるべき姿ではない。これは文 論はは文部省に出すが、あるべき姿を出し、そのうち、 れも大きい立ち場では、文部省と本協会とは一つになつて予算を取る の五カ年計画等は、今までの行き方としては大きな前進であるが、こ あろう。その方向づけを具体的にすることは、また別の段階か。昨日 入れながら、日本の将来を考えて方向づけることに重点をおくべきで 方向づけなければならない。本協会としては、現実のことを十分頭に の行政面と大学の将来あるべき姿を検討し、現実の面と将来の面とを この問題は大学の目的、性格でなく、管理、運営とも関係あり、突際 もそう考えているか、その取扱いはどうかと質され、平沢委員長から 野村弘前大学長から、学部は同一であるとのことであるが、

小牧滋賀大学長から、 新制大学の統合整理につき、文部省や本協会

(17)

では、 として考えないかとの質問があり、平沢委員長からこれは望まし 学にしてもらいたいとて政党が間に入り、凡て国立大学となつた。そ の考えが米側にあつたが、それには種々の事情があり、地方は国立大 新制大学が発足した。国立大学は割合少数に止め、 考えられたい。大学の現状を考らべきである。 加するよう要求した。このことは私共も考えるが、 島大学長から、この問題は、 の立ち場で統合されれば結構だと思うと答えた。これにつき、 ならないのでないか。 があつた。しかし、一度分けると、協力に限度あり、実際に賛成が得 ていると思う。 のうちには、 ことはできない。その事情からも、一度考えなおすべきでないか。各 られなかつた。こんな状態で一時に多くの大学ができたが、凡てが 積む必難がある。 どんな特色を持たせるか、自分の利害のみでなく、 大学の希望もいろいろあるが、全体の大学は個々の大学のことも考え たが、むしろ二、三種の段階的がいいのでないか。一時に同一にする ニバーシテーでなく、各種の高等教育機関との考え方が含ま 歴史を考え、 大学と云うところは他にはない。 発足当時は、できるところは必要があつて出来るのか とも 考え 政府には大学は多すぎるとの意見があり、 割合に小じんまりしているので、何か協力できないかとの意見 学部がそれぞれ古い歴史の発展があり、これらを考えなけれ 熟していないのでないか。当の米国も、 凡ての大学が東京大学のようにするがいいかとの疑問が出 ユニバーシテー、カレツジ、インスチチユートが含まれ 冷静に考うべきでないか。大学は客観的に考える修練を それを基礎として大学を高い水準から考える必要がある 性格を持つて発達して来ている。 行政面でいかにやつてゆくかは問題である。古い大学 従つて大学としての弱いところもある。 それに做らうか。 世界の高等教育機関はどうなつているか、 一県一大学は無理である。 産業界でも、 また、西欧は、 日本の四年制大学は、 ≡ 四年前 私共は大学の予算を増 私が文部省にいたとき 日本は、 それがなるべく自然 高等教育機関 夫々の大学自身も 地方はカレツジと それぞれ特質を持 日本全体の教育を に問題とな 例えば四国 戦後、 日本の背景や 皆一本の れて 森戸広 は、 いっこ 歷 0 V, ts

> た。 各県の思わくが区々となり、 が四国では、四国一大学の意図の約束で出発したが、 れに関連して、久保高知大学長から、ただ今、四国のことが話に出た れに即して実情を更に考えることは私共の課題であろうと述べた。 なければ、ならないと思うと述べた。 余程客観的事情がなければ短兵急にはできないので、 大学の統合整理については、以上の事情があるの 最初の責任額の負担もしぶるようになつ 何時の間に 慎重に考え

とのこともある。関西商工会では、もつと専門教育をしてほしいと うことである。卒業生の性格はどうか、如何にして社会の要請に応え きか。この意味では学部は同一であるが、それでは学問の基礎水準 望んでいる。直ぐに役立つ者は、専科大学のような別の学校を作るべ 立つ者と今後、五年、十年の将来のポテンシアルテイのあるものとを 社で教育するとのことである。卒業生の性格をどうするか、 要請があつた。特に電気、 不本意ながら、基礎的部門の卒業生を採つたが、それが最もよかつた た卒業生を出すか、卒業生の数が足りないとのこともある。 つべきものかと述べた。 持は困難となるので、それは主として大学院や研究所の基礎研究に 会長から、大学の使命の根本は、大学は研究、 機械方面では、基礎教育を望み、 教育の場であると すぐ役に あとは会

ければならない。十分検討を要すると答えた。これに関連して、 関係があり、少なくとも話の対象にはなる。この点はまだ十分検討し 織の問題であるが、 する有力人もある。 は米国に押しつけられたのである。文部省も政界も多過ぎると厄介視 秋田大学長から、新制大学は十分発展しないが、この制度ができたの ていない。 出たかと質され、平沢委員長から、 ということで、 力すべきではないか。歩調を合わすべきことは、どんな性格にする 牧滋賀大学長から、大学が多すぎるとかの話が、第 多過ぎるとは、 産業界や政界は目ざめているこの機会に十分拡充するよう これは大きい問題である。それには、平等な取扱 しかし、これは、 しかし、産業界や理科学系では、卒業生は足りな 観念的な問題でなく、統計的、 それは諮問事項第二項の設置組 大学の目的、 性格とは、 一常置委員 数字的でな

68

(

b

1

なると述べた。とし、その上に大学院を置くとすれば、大学院もはつきりすることにとし、その上に大学院を置くとすれば、大学院もはつきりすることに

第二常置委員会 黒川委員長

たらいいのでないかとのことであつた。 学が望ましい枠をきめ、それに時間をかけ、それに合わせるようにし うとのことであるが、

そのうち、 に選択科目は非常に多過ぎて、教官の担当時間にアンバラ ン ス が を進めるには困難だから、責任者を認めるように制度化されたい。 であつた。東京大学以外は責任者は不明確である。それでは教養課程 と制度化の希望あり、一致して教養コースに責任者を得たいとのこと 度にも及び、 の教育を阻害しないよう自粛することとした。話は、学科課程から制 昨日報告のほかは特別ない。入学試験の問題は、 文部省のアンケートによれば、三系列で二十学科目程度がよかろ 岡山大学以下四大学から申出でがあつたように、教養部 何をやるか、 歴史的、伝統的に各大 各自十分高等学校 あ 次

説明があつた。 の組織を持つものとし、 教授会を持つと、シニアの注文、協力は困難な問題ができると思うの これに関連して、黒川委員長から、ただ今、学部に準ずるとの話が出 独立した学部に準ずることは併行して考えるべきであろうと答えた。 るが、これには長はない。教養部主事として出したらどうか。一つの は法令的根拠はない。事実上教養部と称している。規則では分校に当 どうなつているかと質され、春山大学課長から、制度化のことは、 手当を出してもらいたいと思うことで、これを制度化すればよいが、 今中佐賀大学長から、教養部の責任者に最も望むことは、 準ずるものとして統合し、 密接な関係を持つもので、 全く独立するものまでは考えていない。それはシニアの注文が 全く独立の部局には、まだ考えていないとの シニアと十分連絡し、大学全体として 教養学部ができ、独立の部局として 管理職員

く、従つて学生は勉学しない。長崎大学では、これを改正実施した例関連して最も必要なことである。今は教養部に任せ、その責任者はな学のとき、初の一年は、十分取締ることは、学生の勉学上、補導とも戸田金沢大学長から、もつと大事なことは、高等学校から大学へ入

たいのであると述べた。 り、このため、一般教育の建全な発展に支障を来たしている。それで 各大学の殊に一般教育の担当教官にこのことを理解することを希望し ることが徹底せず、それが担当の教官にも徹底していないうらみがあ お願いしたいことは、一般教育の意義が、新制大学の一つの特色であ 内容について説明があつた。ただ、一般教育特別委員会として、最も 思う。東京大学は教養学部があるが、他は真似はできない。 は問題で、むしろ真似しない方がいいのではないかとて、その組織と 官をおく可能性のある大学と、そうでない大学とでは、 は、学校の型によつて違う。教養部で、一般教育を担当する専任の教 は困難であるとの説明があつた。森戸広島大学長から、教養部の組織 二十一名の専任教官あり、学内では教養部と称し、文部省へは分校と ている。まだ、教官は十名欠員がある。独立したものの教授会の運営 してある。学部との摩擦、 ようにとのことで、本年五月分校が独立し、事務部も復帰し、今では 年以来、各学部から強い希望があり分校を独立させ、 学部に属することとなり、それぞれ各学部へ入つた。ところが、一昨 長崎大学長から、七、八年前大村に分校あり、そこに専任教官三十一 があるから、その経験を承わりたいとの希望あり、これに対 それに事務組織があつた。これが四、五年経つて、 独走は困るので、今は主事は学長が兼任し 専属教官を置く 違いがあると その可否

筋に沿うて検討する段階であると答えた。 りにはどうするか、その細目の結論がない。次回から、やや具体的に大変にはよく、一般教育は専門教育とはちがつた意味で行われる。一般教育は専門教育とはちがつた意味で行われる。一般教育は専門教育とはちがつた意味で行われる。一般教育は専門教育とはちがった意味で行われる。一般教育に関連しながら、一般教育と生かすいながら、一般教育と基礎教育との関係について質される。

ずして基礎教育にすれば、重複を避け、専門教育を充実することがで教育には三系列あり、そのうちで主要科目については一般教育からは岩崎和歌山大学長から、一般教育の成果のないことは事実で、一般

位を基礎教育へ廻し、二十四単位を専門分野とにらみ合して人文系に 戸広島大学長から三系列の学習をその人の将来の専門を考え、平等に でないか。年来の経験から、そう考えると述べた。それに対して、 は自然科学的学科、 しなくとも、 を基礎教育科目にするかどうかは別のことであると述べた。 三十六単位を要求されているが、具体的にそのうち十二単 一般教育の時間を短縮する上からなら考えられる。 理科系には人文科学的学科に置き換えれば理想的 それ 森

第三常置委員会 児玉委員長

ある。その他一、二説明があつた。 題になることは、 ぞれの大学で、 別紙「学生自治会活動について(中間報告)」を篤とお読み願いた 御意見あればお伝え願いたい。これは飽くまでも参考案で、それ 何かの参考になればとの考えである。このうち特に問 政治的活動(第二頁3、 (1) の意義の困難なことで

出られたいと述べた。 会長から、相当検討を要するが、 意見があれば、 児玉委員長まで申

第四常置委員会 戸田委員長 特に報告することはない。

正田委員長

第五常置委員会

度を十分生かし、充実拡張することは望ましい。この交流のためには 宿舎を要し、更に一歩を進め、外国との交流上にも必要である。これ を文部省への要望でなく、委員会として希望を述べることとしたい。 大学間の教官交流について 本委員会へ委嘱された諮問事項中の「大学の設置および組織編成 各大学間に特色を持たせ、大きな意味の交流の組織を考えられた 流動研究員は、この観点から非常に役立つのではないか、この制

については、種々話し合つたが、各地方に特色のあるものを設置し たい。これについては、 現在の事情については、 第一常置委員会と連絡して更に検討する。 文部省における卒業生就職状況等の

芸を大学の設備につき参考にすべきだとの話があつた。 この趣旨が薄らいできているようだが、 附置研究所、 共同利用研究所は、共同利用研究の目的で いずれも共同利用研

> 題になつた。そこには宿舎はあるが、それは共同利用研究のためのみ 究に違いはないと思うがどうかと質され、正田委員長から、それは話 はこのため設けられたのであるが、これには宿舎が欠けているのでこ でなく、それを他の研究所、大学にまでひろげたい。 れを整備したいと話し合つた旨答えた。 流動研究員制度

第六常置委員会 山中委員長

特別ないが、昨日の報告に関して、二、三追加する。

これは文部省の予算獲得の技術上入れないのであるから、 昨日の施設の五カ年計画中、 学生会館(モデル)が出ていな その点を

2 来の他の二柱を軽んずる意味ではない。この点明確にしたい。 施設整備については、 今回は最優先とすることとした、これ は従

確認されたい。

3 した。 学生増募のときは、 **厳重に前向きとし、これを原則とすることと**

慮を要する。 自治にも関係があり、 学校法人のことは、 俄かに法制上取りあげ兼ねるので、 一部に意見はあつたが、 特別会計制度や大学 慎重な考 (20)

なく、困つているので学内の増員に伴つて一般教養面の教官も増員配 長谷川福井大学長から、一般教育は非常に重要であるが、その教官が するとのことであるがこれが実施は容易でないことだから、この際特 ずれも悩んでいるところであるが、小林大学学術局長も聞いておら 置されたい旨をそれぞれ希望があつた。会長から、ただ今の問題はい に教官の定員を増し、教育上支障ないよう処置せられたい旨、 その趣旨を要望書に盛り込むこととすると述べた。 向きとすることを特に強調することについては、山中委員長とも諮り るので、 戸田金沢大学長から、 その趣旨は徹底することと思う。また、 昭和三十六年度から、理工系学生一万名増募 学生増募の際には前 また、

第七常置委員会 村上委員長

臨時工業高校教員養成について

(-)、通の問題で、 昨日の総会で、 教員養成の建前から、 問題の臨時工業高校教員養成の問題は、 かなり重要の問題なので取

ø (

0

1

Þ 磡

は担当できないこととなる。しかるに、卒業生は資格があること普通免許状は与えられないと考えられる。そうなれば正規の授業れる。これは基本原則である。しかるに今度は、教科課程で一般れる。これは基本原則である。しかるに今度は、教科課程で一般普通教員免許状は、大学の四年課程で所定の単位の履習が要求さり上げた。それは免許資格の問題である。現行では、高等学校のり上げた。それは免許資格の問題である。現行では、高等学校の

2 若し、普通免許状を与えるとなれば、今の教員免許状の基本原 まし、普通免許状を与えられないこととなる。若し正規の授業をすれば、教員免 財を変更しなければならないこととなる。今の制度につながる問題を変更しなければならないこととなる。の間度につながる問題を変更しなければならないこととなる。の制度につながる問題を変更しなければならないこととなる。の制度につながる問

となる。これはどうか。

次の問題である。 ことになる。四年課程大学を必要との制度原則に反する。これは題がある。それに教育課程三年の建前からは、三年で可能という題がある。それに教育課程三年の建前からは、三年で可能というと問題であるが、それを抜いても、修業年限からも問まる。 さもなくとも、認定の資格が果してあるかどうか、教育課程の

4 この点を考えて見ると、臨時教員養成は、大学の中に設けられることになつても、大学の四年課程と別個の異質的な取扱いとすれが果して期待どおりの教員を確認できるかどうか。入学志願者れが果して期待どおりの教員を確認できるかどうか。入学志願者れが果して知待どおりの教員を確認できるかどうか。入学志願者れが果して知待どおりの教員を確認できるかどうか。入学志願者れが果して期待どおりの教員を確認できるかどうか。

れば一級を与えられる。特設課程と云うのもある教員養成大学は部を出る人は中学校、高等学校の二級免許状を得る。専攻科を出員養成の問題はないか。この際本委員会の論議では、教員養成学5 これに関連して、昭和三十八年度から始まる高校急増による教

知員の需給対策について 重要な役割を持つている

đ

る。 れは文部省も検討し、第七常置委員会で特に取り上げるところであ 時に教員水準向上と教員の安定となる。 給が安定することとなる。これは同時に教員養成の安定となる。 なる。 率を補充してきた供給率から推定すると略々一万五、六千人必要と の増四万五千人維持できれば略々安定する。 高等学校教員約三万人増加し、これを維持しなければならない。こ も困難でない。昭和三十七年度までに差引中学校教員は約一万五千 数が最低の横這いとなる。この機会に四十人に下げることは必ずし 生徒は大いに低くなる。昭和四十四年には、小、中、高校児童生徒 今は最も好い機会である。それは昭和三十五年から児童数は減つて 員水準もはじめて欧米並みとなるのである。 これを実施するには、 である。 ある。 人増加する。これを維持することが必要である。昭和四十年までに いる。昭和三十八年から中学生が減る。昭和四十一年から高等学校 恒久対策である。それには一学級当りの児童数の基準を下げること に強力な常設機関を設ける要がある。 会科、 へと強く打ち出すことが必要である。これが実施されると日本の教 教育委員会間で連絡を取り、そのためには、 が、必ずしも効果は十分上げられていない。 しなければならない。 確かにこれを府県、 多少時間はずれるが、 卒業と同時に就職している。その意味で確に就職難である。 卒業生就職の問題については、

困難に当面している。

他専門学部 緊急対策にも限度があるので、これには第一に考うべきことは 教育大学協会でも取上げることになろう。 これは今の募集員数に相当する。これで卒業生による教員需 国語、 就職難の解決には、地域別、 第一次には一学級五十人当りとし、 算数)間には過不足あり、教員需給のアンバランスが 地方別、小、中学の学校別、教科別 その対策には、文部省や大学も努力している 年内には略々就職する実情である。 学校別等のアンバランスを解消 しかし合理的な調節を図つて これが恒久対策である。 そうなれば、その減耗 第二次更に四十人当り 中央、地方ブロツク別 それで文部省、大学、 本協会や各大学から (例えば社 しかし、 しかし、

も援助を得たい。

いと希望している。は沢山あるが、その方策の実施には、窮極にはこれを強く要請した、教員の需要供給問題のほか、教員養成制度には改善を要する問題

一、一般問題の自由討議について

→ 科学研究費の配分について

和三十五年度、昭和三十四年度において、どう配分されたか調査し 教官研究費は六十三億円とのことで、大体、科学研究費は、 学学術局長の語によれば、昭和三十五年度の科学研究費は十八億円 結果、考察分析の資料として、学科数を取り出し、一学科一単位と が、それはどうか。機関研究費および綜合研究費は、旧帝大に多く 学研究費の配分は、 全国立大学の研究者を調べたいのであるが、その資料がない。その アイデアを生かすことは、研究者の数に配分の大きさがあるので、 人の創意をこの研究費により生かすとの趣旨であり、従つて個人の 配分されていることは間違いはない。問題は、各個研究である。個 一より若干少ない。 研究の在り方に関心がないのであるか。審査委員に東京在住者が多 うしてこのように偏在するか、 帝大は新設大学の約二倍、農は約三倍で偏在しているといえる。 ている。しかし、工、農の比は甚しく相違している。即ち工は、 帝大とその他の大学において、 数字の比較は杜撰であるが、これから見ると了解されると思う。 た。これで医学関係はAグループとした(別表について説明)。この 系研究所の学科は一・五学科、 し、医学部も同様とした。その他附置研究所については、自然科学 これは旧帝大とその他の大学との間に開きがある。 《辺静岡大学長から、 国立大学は、大学院の有無で考えるのが妥当とのこと である 審査委員の配分によることと思う。 ○・五学科数とした。 教官研究費は、既に決められた配分であるが科 自主的に配分を解決できる。その見地から、昭 科学研究費の配分について意見を 伺 研究者の数の代わりに、 学科数を 見 やはり各個研究の配分は殆ど匹敵 医学部関係は、大体二分の一位に見 注意を喚起するを要する。 (別表第二表)。新設大学は 昨日小林大 その理 V П

> あつたと述べた。 査委員は、東京在住者と地方在住者を半々位に願いたいとの希望がく、新設大学の研究者について、不案内なためでないか、それで審

その前は学会で紋ると述べた。
これに対し、会長から、審査委員は日本学術会議で推薦するが、

高等学校急増の対策について

つた。 右につき、都崎茨城大学長から、大要次のような意見の陳述があ

- 1 昭和三十八年度以降、高等学校が非常に多くなる。その教員補1 昭和三十八年度以降、高等学校が非常に多くなる。その教員補2 日本の対策はこれは容易でない。経費も要するが、それよりも必要充の対策はこれは容易でない。経費も要するが、それよりも必要な教員を得られるだろうか。三○%以上の増となる。特に理科教はとにかく、員数は得られるだろう。社会系教員は、私立大学から質しという。

かとの質問であるが、大体その傾向である。さきに八千名増募のと人養成となるが、今の財政状態からして、主として国費で設置する教職員養成課長から答える。理工系学生に関しては、短期大学六千これに対し、小林大学学術局長から、高等学校教員の補充関係は

0

e O

. (*)

•

その改組、 省が無視して提案するはどうか。理工系学生一万名の増募に際して な特別の学科は増したい。文理学部中の理学部のことについて ば短期大学や専科大学をどうするかとの案が出れば、 特別委員会を設けて審議中であるから、 今は中央教育審議会で、大学全般殊に大学の目的、 て制度を考えることにしたい。今、 |年制のものを短期大学の改善として文部省から法案を提出したが 工学部のみでなく、理学部も当然である。科学技術関係の必要 その四割は私立であつた。私立の短期大学も従来とは多少変 拡充は別個の問題で、 漸次できている。なお、 直接関係はないと答えた。 制度研究の最中に、それを文部 短期大学に前期課程をつけた その結果が出てきて、 、性格について、 その線に沿つ は

策は、 的には急増期間中も、 くとも定員だけは入れるよう配慮願いたい。 た学生の全数を消化できず、 部の応急需要に沿うを要する。 てもよいではないか。特に、 若干の余力が出る。少なくとも急増期間中は、 数の総体数をふやしたい。 員を養成することは望ましくない。 上の取得者があることになる。 教科当り千人以上が免許状を取つている。従つて一学科平均三倍以 員免許状を取る者は年実数三万五千人位ある。教科別に見ると、一 科当り千人前後の教員を要する。今、 的全般の対策である。各教科別にどれだけの教員が必要か、その対 要な教員の概数は三万人である。 れに対し、学校の新設、学級増加すし詰等の計画である。これに必 があつたとおり、急増期間中高等学校生徒は百五十万人ふえる。 また、村山教職員養成課長から、 教科別には、 商のうち特殊科目等)。数、 まだはつきりしていない。年一万人を要するとすれば、一教 相対的に不足のものはある。 必ずしも高校教員は、それ程不足でない。た 義務教育面では増加することはないので 理、 増募することはむずかしいので、 志願者の数も一万人以上あり、 現状においては、 理の対策は未定である。今、 年平均一万人である。これは全国 数の教員は、 昨日小林大学学術局長から説明 他方面も需要が多いから、 供給の態勢を見ると、 なお、 教養学部で留意し一 高校教員に振り向け (例えば、数、 入学者は決められ 高校増設計 臨時教 高校教 理、 総数 理 画が ح

具体化してから検討したいと答えた。

ń

国際大学協会総会開催について
国際大学協会総会開催について
国際大学協会総会開催について
国際大学協会総会開催について
国立大学間では差別待適はしないとの原則
再田金沢大学長から、国立大学間では差別待適はしないとの原則
再田金沢大学長から、国立大学間では差別待適はしないとの原則

ずつ、公立大学は二大学の割合である。 この数は一カ国からは余り多くなるといけないというので、 日本の大学の数からいえば、二十六大学では大変少ないとも言えるが 係はない。日本からは、 や中国その他の共産圏の大学も加わつている。国の政治、思想には関 七十カ国三百六十六大学が加盟している。この大学のうちには、ソ連 く大学が個々に加わり、大学の水準を高め、 願いたい。その関係で特に報告させていただきたい。本年九月十二日 の総会に本協会へも招請状が来ている。一九六五年日本で国際大学協 仏に次ぐ第三位である。 大学となつたのである。その内訳は、 十大学位とのことであつたが、日本は大学が多いとの実情から二十六 数氏が参加した。この協会は、世界各国の大学が国の団体としてでな して参加した。本協会関係からは、正田大阪大学長、その他日本か から十六日までメキシコにおいて第三回総会が開催され、私は理事と 会の総会開催と決まつた。その点で日本の国、公、 国際大学協会は、本協会と直接には関係はないが、 右につき、森戸広島大学長から大要次のような報告があつ 実は二十六の大学が加盟を認められている。 数の上では、一国としては非常に多い方であ 国立、私立大学は各々十二大学 加盟数においては、 世界の平和を目標として 私立大学の協力を 間接にはある。 日本は米 はじめは

総会は、今回は第三回であつた。第一回は仏国のニース、第二回

学である。国際会議が十分開かれる。同時通訳もできる設備がある。 協会からは事務総長その他が参加した。 らも公立の東京都立大学、私立大学の法政大学、上智大学および私立 今回、実際参加した大学は、 大学で、政府が力を入れて作つたもので、国民の総力による立派な大 ・ルコのイスタンブールで、五年ごとに開会することになつている。 メキシコで、シテイメキシコ大学で開催した。これは国立 五十六カ国二百二十六大学で、 わが国か

これはむずかしい問題となるからである。会議はなごやかに進められ 礎の参考資料があるので、逸脱もなく、これを中心として論議した。 問題である。 の交流調整、 今一つは、役員の選挙で、会長はカナダ、理事長はソ連から選ばれ 主な研究題目は、(山大学教育とパブリツクサービス、②理科、 あらためて小冊子三種配付され、それを参考として論議した。基 意見は沢山出たが、会議の性質上、決議や勧告しない。 3大学の膨脹である。このうち大学の膨脹は世界共通の 人文

た。更に理事が選ばれた。アラブ諸国は対立があり、理事に選ばれて

た。フイリツピン大学総長は、理事代理として満場一致可決された。も入らぬとの意向が表明された。東アジアでは、私が理事に再任され その他経済団体の援助を求めるため了解を得、意見を聞いた。 私共に了解を得たい。会長、総理大臣、文部、外務の各大臣、 会一致で日本となつたのである。一部の方々には、了解を得たが、公 いではないかとなり、他の国では大賛成で、アジア地域でも支持し全 れ、次回は、東南アジアではどうかと云うことでその中では日本がい 日本において総会を開催することに満場一致で決まつたことである。 国際大学協会について最も述べたいことは、次回は、一九六五年に 第一は欧州、 第二回は中近東、第三回は米大陸で開催さ 経団連

とにしたい。現在はこれがための準備委員会を開く段階になつていな な大学長、その他日本の大学が全体で精神的に態勢を整えて迎えるこ 先きのことであるが、日本で開催することとなれば、各大学の有力 外務省や文部省とも相談しなければならないが、具体的な結論に 本協会としても、 お含みおき願いたい。どうか御協力を願いたい。会長 その際には準備委員会も含めて協力すること

> 以上をもって、 を確認することとしたいと述べ、承認された。 午後零時五十分閉会、第二十一回総会を終了した。

役

8

昭和三六。四。二一(金) 午前十 時—午後零時四十分

東京大学大講堂南側会議室

出席者 欠席者 顋 伊藤、 第二十二回総会運営について。その他 村上、戸田各理事、 各副会長、各理事、 各監事、各常置委員会委員長 ただし、東京工大は代理出席

茅会長主宰の下に開会。

文部省

蒲生大学学術局庶務課長、

村山同大学課長

役員の交替について

右につき、 会長から、 次のとおり紹介があつた。

役員名 理 (新 (II)

大阪大学長赤堀四郎 山中篤太郎 正田建次郎

一橋大学長高橋泰蔵

第二十二回総会の開催期日について

る。 なお、会場については、あらかじめ日本学術会議の承諾 六月二十三日(金)、二十四日(土)と決定した。 を 得 て あ

三 昭和三十五年度決算報告について

く承認された。 進藤事務局長から、 別紙決算書と財産目録につき説明あり、 異 議

四 昭和三十六年度予算案と会費値上げについ

年模様を見てからにしてはどうかとの話もあるが、しかし、 り、年度の当初から借金するようになつても困る。 わけでないが、春期の総会後までは会費が収まらないという事情もあ 備費は、十八万円余で、事業も従来どおりだとこれで運営ができない の調査研究をもつと活潑にしてはどうかとの意見もあり、 進藤事務局長から別紙予算案につき説明があり、 昭和三十六年度予 あるいは、もう一 それに対応 委員会等

ø

均等割は妥当でないので、もう少し科学的に考え、年額約七十万円増 となるように案を作り、 講座経費)を各三分の一ずつ値上げする案もあるとの説明があり、こ もあるので、これに対し例えば、学部割、 る。会費の割当については、値上げを学部の均等割は不公平だとの してはどうかとのことである。今、会費一学部当り七千円を一万円 :について種々討議した結果、値上げには賛成である。 上げすれば、二百四十八学部で約七十万円増収となり、 両監事に諮つた上、役員会、総会に提案する 学生割、 費目割(学生経費 しかし、学部 十分と 話

こととした。 計上することに了承され お、会費値上げによる増収額 は、 一応、 歳出面では予備費に繰入

常置委員会等の進行状況についての報告

目的は、 たばかりである。第一、第三の両項目とも、今日は大学とはいうも リントを提出した。第三の管理、運営については、漸く検討を始め のうち、 方である。この審議を始めたときの話だが、昔からの大学で新制大 力性を持たせ、皆さまの考えによつて考えたいとの本委員会の考え 委員会は、このようなことで中間報告を出した。勿論、これには弾 れらの教育に関連してくる。これ等を頭に入れて考えた。とに角本 よるものがある。大学というものは、高等学校の上に立つので、そ ものがある。それへの財政の裏付け、 種々問題がある。これには制度そのものの欠陥だけとはいわれない ながら検討することとした。戦後十二年国立大学の動きを見ると、 りあえず四年制の国立大学に限定し、公私立大学のことも頭に入れ る。これが対象については種々問題はあるが、本協会としては、 のの、現状は、共通の点もあるが、 第一常置委員会 平沢委員長 年六月十七日第二十回の総会において諮問事項六項目(文部省) 運営の二項目について検討することとなつた。第一の大学の 大きな問題で容易でない。とりあえず、中間報告としてプ 本委員会では、第一項目の大学の目的、性格、 戦後新たにできた新制大学も、 歴史的背景により違う面 が 教員の量や質、社会関係等に みな新制 第三項目の 大学

> える。 は質、 平均はいけない。古い歴史ある大学は、 さい大学は小さい大学として、大きい大学は大きい大学として、一 しては、研究、教育を行ない、学術の中心であることは原則だと考 育に重点をおくが、本来は積重ねであり、事情により併行となつて 程は財界の要望等もあり、対社会の観点から、高等な職業能力の教 るは当然である。大学院には、修士課程と博士課程がある。 テイーはヴアラエアイーとして認め、 生懸命に努力してきた。現実に即してあまり画一にせず、ヴアラエ 生を取りたいとの希望がある。現実の要請は現実の問題としては、 得たい等のこともある。学生の指導に参加し、または研究所自体学 研究の手足が欲しいとのことである。 である。研究所は、学生指導の義務は免除されており、研究だけと 院自体としては十分な設備や教官も考えずにできていることは問題 の奨学金を考えたい。大学院は学部の上に置く建前であるが、大学 いる。いずれの方式がよいか、これを検討する。博士課程において で、十分満足するような案は容易に得がたい。 いいが、九月以降毎月委員会を開催する。 考慮すべきでないか。なお、中間報告はもう少し詳しく書いた方が いうことは本来の研究所の特長であるが、研究所側として見れば、 そこには歴史的背景や内容等に種々問題はあるが、新制大学と 種々差のあることは事実である。それを頭に入れながら、 量特に質の問題がある。修士課程は、せめて助手並みの待遇 みな同一として、悪い意味の 又研究所としても、 能率をおとさないようにす なかなか問題が大きいの 後継者を

来大学のあるべき姿を検討する。この際、 なお、中央教育審議会との関係もあり、一方には現実を重視し、将 いても実施できないでは困る。種々問題はあるが、外からの要請の 大学を理解、 大学自身努力の気分を出すことが必要である。 反省しなければならない。 あまり急ぐといけない。書 言葉だけでなく、

第二常置委員会 黒川委員長

う分けるかを議論し、]を検討してきた。以前、入学試験の時期について一期、二期をど 委員会は、その後開かない。主として入学試験と学科課程の問 地方地方で毎年か隔年とかに変えるとの話が

学になつたものも、

(25)

ションを重視し、あとは基礎教育としてはどうかとの話があつた。統合する必要がある。それには何か一つのテーマで、インテグレーの数が非常に多過ぎ、うまく実施されない傾向がある。これを整理いては、一般教育特別委員会と連合して検討するが、教養部の科目いては、一般教育特別委員会と連合して検討するが、教養部の科目につ助・地学を加えることを決めてもらつた。なお、一般教育科目については、一般教育特別委員会と連合して検討するが、教養部の科目につが、非常に多過ぎ、うまく実施されたい傾向がある。これを整理が、大学を表示しているところもある。しかし、これは高等学校の内申を重視し、あとは基礎教育としてはどうかとの話があつた。

3 第三常置委員会 児玉委員長

結論的のものを出したが、これについての各大学の意見を承りたい しては、学生の考え方は分らない。 ことは、 審議会で一応、立派な案が出ている。その矢先きに出た問題である 省の考えのみではない。 その後、 と思つている。学生部次長の問題につき、ある大学では問題になつ いるのが主である。この点について各大学の考え、 か。大学の補導厚生のシステムは大いに考えるべき時で、 ているが、学生部の制度については、かねがね話になつていたもの れたい。われわれとしては総会前に委員会で協議したい。 これに対して、各大学から、種々報告があつた。 大学の一部について文部省が実現したわけである。 われわれとしても大いに考えるべきことである。 委員会は開いていない。 各大学の動きはどうなつて いる われわれは学生のことを考えて 前回、 学生自治会の問題につき 気持ちを話し合 これは文部 学徒厚生 私個人と

4 第五常置委員会 梅原委員長

不審議されたいと述べた。

「審議されたいと述べた。

「審議されたいと述べた。なお会長からもの、精々、案を作ることに努力したいと述べた。なお会長からもとり、精々、案を作ることに努力したいと述べた。なお会長からもとり、精々、案を作ることになっておつた諮問事項第二項目の管理本委員会で審議することになっておった諮問事項第二項目の管理本委員会で審議することになっておった諮問事項第二項目の管理

5 第六常置委員会

0

0

承された。 ・ な会長に一任されたが、杉野目北海道大学長に願いたいと述べて了を会長に一任されたが、杉野目北海道大学長と同点となり、その決定山内東京工業大学長と杉野目北海道大学長と同点となり、その決定

までより相当増額となつた旨、報告があつた。事等と共に数回自民党文教委員会に申出で、七十億円余となり、今を是非実現したいとのことなので、偶々上京中の杉野目、山田両理また、会長から、文教施設整備費百三十億円を要求したが、それ

6 一般教育に関する特別委員会 森戸委員長

るか、 的なものとは一般教養の限界的なるもの(歴史、社会、数学)であ 礎教育にやれるか。 とするか。綜合コースにすると、 やれるか。これは三系列の全体的コースが無理なら、系列ごとにや 直ぐ行なわれないが、綜合コースを収れば、一般教育に近いものを ので、どんな形か、 教授されてる基礎教育は科目との関係はどうかの問題を検討する。 趣旨である。 件の下に責任のある一つの組織とし、 総会までには終わらない。次の総会までに、できるだけやりたい。 予算、 保健、 これは重要な問題である。 かを検討した。更に詳しく、本来の一般教育の意味と、それと共に 組織の点は、前に発表の中間報告のように、一般教育は、一定の条 るかの問題は略々終わり、修正の上、プリントする。次に外国語、 間報告を提出した。まだ決定していない。一般教育の科目をどうす 実施について、22一般教育の管理、 り、まだ完結しない。前総会に、①大学における一般教育の目標と 割合に勉強し、今までに十三回会合した。なかなか種々問題があ 基礎教育には、 綜合コースに無理に入れられないものは、 設備の問題におよんで結びとする。思うように進まず、 体育について検討する。課外はやらない。そのあとで、 学科目の問題は、 割り宛ての時間はどうか、これは大学の事情で 専門的のものと、 基礎教育とは一体どんなものか、 狭い意味の厳格な一般教育とはどんなも 厳格な意味の教護課程はどんなもの 時間が節約になるので、それを基 運営の組織についての二つの中 教養的のものとがある。 運営の責任を持たせたいとの それは特別な科目 検討を要す

れの担当の方々に参考意見を伺うことにする。 れの担当の方々に参考意見を伺うことにする。 と、教養課程は全体として考慮する要がある。体育は実践的はよっている外国語はあれでよいか。時間は足りないか。能率的にやるしている外国語はあれでよいか。時間は足りないか。能率的にやるのでは、なかなかうまくゆかないところがある。本育は実践的はよびとも、学問的には弱い。これは自由に選ばしたらよいか。その時間が足りないかる。更に各専門の勉強に基礎となるものだ。その時間が足りないかる。更に各専門の勉強に基礎となるものだ。その時間が足りないかる。更に各専門の勉強に基礎となるものだ。その時間が足りないか

とすることも考えることとした。送付することとする。あとは会報に掲載する。要求があれば、別冊り、これが資料の配付を希望する向きもあるので、余分のあるだけの、これに関連して、各大学においても研究している委員会などもあ

六、蒲生大学学術局庶務課長の報告

2 理工系学生増募に関する科学技術庁長官の勧告について 大学学術局関係の法案の審議の進行状況について説明があつた。

中央教育審議会第十五特別委員会における審議状況の報告 までは決まらないという現状であるとの詳細な経過報告があつた。 どう進められてるか調査中で、その実情がはつきりしないと、それ 個々に実際の責任者についてその計画が実際あるや、 意見である。これをどうするか非常に大きい問題である。まだ私立 ためには、今の設置基準等を緩和して、大学に任してはどうかとの 識してもらいたいとのことである。これに関連して増員計画促進の 学生の六割は、私立大学で養成をになつていることを文部省で再認 千人の理工系学生増員の計画あるが、今後十年間に必要とする技術 大学十一校、約三千人とのことである。それで今、その大学につき 者養成が十分行なわれないではないかとのことである。特に理工系 ある。その内容には、所得倍増の計画に即応して、文部省が一万六 大学の増員計画は承知していなかつたが、その資料を見ると、私立 て出されたもので、 右は、新聞や国会において種々問題になつた。この勧告は突如と 事務的には全く何等の連絡もなかつたもので 大学の準備は

七

森戸主査から、大要次のような報告があつた。

のである。これは世界にも例のないことである。その目的、 が高等教育機関となつている。ユニバーシテイを翻訳すればそうなる 度ではない。高等学校卒業者の入学するものは、すべて大学で、これ 高等教育は、大学一つに絞られている。勿論、短期大学はあるが、そ 準を高め、国際水準に合わせ、 接な関係あり、国内国際関係も反映して、高等教育の任務は学問の水 発展、産業の傾向、国民の生活の向上と大学と国家とのつながりに密 報告的だが案ができた。これはもう二、三度審議したら最後的のもの 合わした位の大学がある。高等教育機関は、みなユニバーシテイと考 需要に応じて高等教育機関には種々あるべきか。日本には、欧州全体 れは大学になる前提で、その前の経過的な一時的のもので、本来の制 がまとまるだろうと思つている。この趣旨は、今日の世界科学技術の き受けることになつた。この委員会は、十三回ほど開催し、大体中間 はむしろ大学以外からの方がよいではないかといつたが、遂に私が引 氏とか大浜氏とか種々の方が参加され、私はその主査になつた。主査 こととなり、それで特別委員会が設けられたのである。これには、茅 には種々の項目があつて、そのうち大学の目的、 -央教育審議会に対し、大学制度改善に関する諮問が出され、 高い教養を与えるものである。日本は 性格を、まず取扱う あるいは

学で、これは何と表現すべきか。このような三つの高等教育機関のレ 見を聞かなければならない。それで資料もまとめて各委員に配付して は大学院で、学問を研究して、その水準を上げる任務があるもの、下 より報告できない。高等教育機関の大きい段階は三つある。 ある。非常に詳しいことも主査は報告できないから、大筋のことのみ 的を達せられるだろうか。問題は目的、性格一つに集中してくる。こ い。高等教育機関はすべて大学となつているが、これで果してその目 ベルがある。具体的には別の高等教育機関もできていない。従つて第 には短期大学あり、これは制度としての四年制ではなく、実際に必要 れはなかなか問題で、急激には解決はできない。それには各方面の意 々の問題あり、そのはじめに大学の目的、 えている。社会的にも教員の上にも色々影響している。財政的にも種 生活に必要なことを教え、 その中間には四年制のいわゆる大 性格を考えなければならな その一つ

所では、 教官も、 ある。 には、 ある。大学院だけの大学を考えるのは出来るが望ましいのは学部の上 を有するものが、 育である。 的にはどうするか。一番中心になるものは、 るには現実に教官設備ができていない。いずれにせよ、 前段階でないとする、 のと考えられたが、 博士課程、 の別の形として考えてはどうかとの考えである。大学院については、 は仕方もあるまいと云う意見が多いようだ。 ある学部と他の学部との間にある程度差が出来ることは今日の情況で に存在し一体化が望ましい。 である。 べきかとの意見がある。 どうしても専門教育の足らないということが立証されたときには考う は、 範囲で、 ためには職業技術面で十分考慮を要する。又高いレベルには研究所が 四年課程では職業教育は不十分と考え、修士課程で更に需要を進める 一の大学院も、 生を一杯入れることは望ましくないとのことが問題になつているよう 分考えなければならない。一般教育のことも同様である。 や大学の伝統上で、十分効果の上らないこともあるので、 般教育の在り方、 ない場合以外、 種々意見あり、 条件はどうしたらいいか、また内部の条件をよくしても、教員 研究所には本来の目的があるが、それの本来の目的を妨げない 共同研究に十分配慮することを要する。 大学院と協力することが望ましい。他面、 研究所で研究ができるような考え方がいいのでないか。研究 修士課程がある。従来は、すべて学問する者が勉強するも 四年制課程の中にも、 現実の上では学部の上にある現状である。そこで具体 大抵四年とするが、どうしても駄目のときは、 種々あるが、具体的には職業、教養を行なうもので 新制度の事情を考え、そう延ばすことは止むを得 最近、産業界の要請で、必ずしも学者になる者の 専門教育の在り方、修士課程の考え方を考えて、 果して適当か。性格の別のものとなる。そうす 単位制度については、 学部は一応何れも同じであるが大学院の 例えば芸術大学のような特殊な目 学部(四年制課程)の教 短期大学は、四年制大学 今の教育を有効にする 修業年限について 大学院に属しない 組織的には、 小教室に学 この点を十 現状の

に触れてくる。あとへの問題への方向を示すことになる。一番の問題(以上、必ずしも全部が大学の目的、性格に関係しないが、結局それ

Ø,

問題である。は大学の基本的の性格で、それぞれの性格を明確にすることが中心の

であつた。 であつた。 であつた。 が究者養成制度を考えるべきではないかとのことを助手代りにアルバイトさせること、給費や収入の問題等に及び、こを助手代りにアルバイトさせること、給費や収入の問題等に及び、こ

調

杳

į

ā

昭和三十六年度国立学校予算小観

ついて)(主として国立大学、同付属病院、付置研究所の歳出予算に

東京工業大学事務局長 佐藤憲三

一校一、ろう学校一、養護学校三、「付属学校の計二一二校」併設短期大 もあるので多少の誤謬があることは止むないことを付記する。 会報十四号、三十四年度分は本会報十六号、三十五年度分は本会報十八 ととする。 関する臨時措置法(昭和三六年法律第八十七号)によつて設置された国 学 (法第三条三の2項を含む))、 大学付属病院二三、大学付置研究所五 五 (法第三条の三1項)、((学部付属の教育施設、研究施設(法第五条) 携つておるものでないから内咎などについても理解の点に欠くるところ 省の編集した予算参考書などの資料を基としたが、 ついても同様の形態によつて調査し本稿を作成した。 の結果を掲載した――三十二年度分は本会報十二号、 額であるから、 は国立学校全体の予算額六百四十六億二千四百五十四万円から見れば少 ら付属学校、 立工業教員養成所九の運営に必要な歳出予算のことである。 1111六号)によつて設置された国立大学七二(法第三条)国立短期大学 については、既記の分と同じく総予算書、同参照書、 (大学病院に付属するもの)ならびに国立工業教育養成所の 設 置 等 に 本稿で述べる国立学校の予算は、国立学校設置法(昭和二四、法律第 昭和三十二年度以来国立学校に関係する予算について、 - 付属の幼稚園三五、 ―ところであるが、資料の一端ともなるので昭和三十六年度予算に (法第四条) 国立高等学校八、(法第八条) および各種学校五六、 国立高等学校、各種学校、 もつぱら国立大学学部、 小学校七六、中学校八〇、高等学校一六、盲学 病院、 国立工業教員養成所などの予算 研究所について述べるこ 直接に予算の編成に 三十三年度分は本 各目明細書、 本稿中の数額など 本会報に調査 しかしなが

> 国立学校関係予算として取扱うこととした。 大学、付属病院および付置研究所の運営に要する経費としては教育、 大学、付属病院および付置研究所の運営に要する経費としては教育、 国立学校関係予算として文部本省予算に盛り込まれている事項 るもの、すなわち文教政策として文部本省予算に盛り込まれている事項 るもの、すなわち文教政策として文部本省予算に盛り込まれている事項 るもの、すなわち文教政策として文部本省予算に盛り込まれている事項 るもの、すなわち文教政策として文部本省予算にある標準予算に加う 大学、付属病院および付置研究所の運営に要する経費としては教育、

◎国立学校関係予算総表(単位千円)

一、九五二、七七六、二七七	一般会計総予算 (6)
八一、九二六、八五二	(小計(1)(2)(3の計)(4)国立学校関係予算の計
せ、六二六、〇九三	力 計 (3)
二、一至九、一九六	国立学校職員共済組合負
五、四六六、八九七	関係費
こ、五〇九、四二六	小 計 (2)
中国中,用	費 神繩教員內地派遣研究於
二三、九五八	沖繩留学生給与
八,100	外国人留学生 招致 旅費
六八、五二O	外国人留学生給与
八、101	内地研究員など旅費
1,51,000	在外研究員旅費
二、一元四、000	科学研究費
七一、七九一、三三三	小 計 (1)
0	国立文教災害復旧費
七、一六六、七九三	国立文教施設費
一玉三、八六九	国立工業教員養成所
五、五〇八、〇八四	大学付置研究所
1二、九0二、九四八	大学付属病院
四六、〇至九、六三九	大学および学校
大图、大二图、用图 0	国立学校運営費
36年度予算	区分
	36年度予算 大四、六二四、五四〇 四六、〇五四、五四〇 四六、〇五四、五四〇 一三三、八六二 七一、七九一、三三 二、七九四、〇〇〇 一二三、八六九 七一、七九一、三三 二、一九四、〇〇〇 一九、〇〇〇 一九、〇〇〇 一九、〇〇〇 一九、〇〇〇 一九、〇〇〇 一九、〇〇〇 一八、100 八 100 八 100

(5)の(6)に対する比) ニ・三% ニ・圏% ニ・米% (4)の(5)に対する比) ニ・三% ニ・圏% ニ・圏% ス部省所管総予 算 に 対 し ニ・三% ニ・玉% こ・圏% 天・人人% 文部省所管予算総額に対

る大部分の経費が国立学校関係機関において使用されるものである。 の機関においても使用されるのであるけれども、 学においてのみ使用されるのではなく、 費である。 ておつて大学などの職員の福祉運営上には欠くことのできない重要な経 これに付随する諸経費も、文部省共済組合本部より各大学支部に回され を対象として大学において使用されるものである。 まれていないことは前述のとおりであるが、 員に関する旅費、 在外研究員派遣に関する旅費、 まれている科学研究交付金、 用される。やや間接的な関連経費としては科学振興に関する予算中に組 接する経費としては、 の職員を対象として組織されている文部省共済組合に対する政府負担金 徒援護に関する経費がある。これらはいずれも大学固有の予算中には組 与、沖縄教員内地派遣研究旅費がある。 海外よりの留学生経費、 表中国立学校運営費の用途は前述のとおりであるが、 研究所に関する建物の新営、 もつとも前述の間接的経費のうち科学研究費、 外国人留学生の招致旅費および給与、 国立文教施設費がある。 育英奨学、 科学研究費補助金、 文部本省予算に載せられている内地研究 腐朽建物の改築、工作物の新設に使 公立、 学従援護に関する経費は国立大 また育英奨学に関する経費、 大学学校における学生生従 私立の大学学校、その他 この経費は大学、 およそ八〇%に相当す 研究成果刊行費補助金 さらに国立学校全体 沖縄留学生の給 内 なお大学に 地研 究員

おいて百二十億六百九十余万円、国立文教施設費において二十八億二千九億九千百余万円(5)の二九・〇七%に当り、一般会計総予算(6)の四・一七%に相当する。三の三三・七六%に当り、一般会計総予算(6)の四・一七%に相当する。三%に相当する。国立学校関係予算総額八百十九億二千六百余万円(4)は(5)の三・七六%に当り、一般会計総予算(6)の三・六七一千九百余万円(5)の二九・〇七%に当り、一般会計総予算(6)の三・六七一年九百余万円(5)の二九・〇七%に当り、一般会計総予算(6)の三・六七一年九百余万円(5)の二九・〇七%に当り、一般会計総予算額二千四百十六億七億九千百余万円であるが、これは文部省所管総予算額二千四百十六億七億九千百余万円であるが、これは文部省所管総予算額二千四百十六億十五年大学などにおいて直接的に使用される予算は前表(1)に示す七百十五年大学などにおいて直接的に使用される予算は前表(1)に示す七百十五年大学などにおいて直共介で

伴つて年々増強の傾向をたどることは、 費は逐年増加を必要とするいわゆる大学固有の経常的経費であって、大 甚の敬意と感謝を払うことに答かでさい。 理解ある措置の現われとして、 張に従う必然的の結果によるものとはいえども、 前の水準に達するまでの予算とするためにはさらに繰返し要望し、 に一段と急激に増大することは緊要なことと痛感するものである。 か否かにより学術の消長をも左右するものである。 学の日々の経済生活の基幹をなしておるため、これらが拡大強化される 予算において従来より格段の増加をきたしたことは、 の喚起に努力すべきことはきわめて必要なことと思料する。 に基因したものとしても異論のないところであろう。 たのは各大学の要望はもちろんのこと当協会の毎年の決議要望の繰返し る景大の増加であることは喜ばしいことである。これらの増加 九百九十余万円の相当大幅の増加である。これは最近五カ年度問 大学における事務を扱うものとしても深 けだし当然のことながら、 教育、 文部、 研究、 ために学術の進展に 国家予算全体の膨 今後といえども戦 管理に要する経 大蔵両省当局 三十六年度 さら

算をもつてしては、これらの完成するまでには相当長年月を要するにい ならない。 その重要性と焦眉の急なる点が文部当局その他に認識された結果にほ 十余万円の増加をきたした。 るべき施設に対する予算については新制大学に改革以来、 れが解決を図るべきで、 たるであろう。ゆえに毎年度の施設費は百億円以上を計上して早期にこ めの施設費はいよいよ増大する傾向であるから、 五年度中に強力に要望を展開したことに基因するといえども、 六千六百七十余万円に達し三十五年度予算に比して二十八億二千九百九 て切望しておつたところ、前表に示すように国立文教施設費は七十一億 て必要な研究室、実験室、 大学における研究費も逐年増加の軌道に乗る態勢となつた。これに伴 の他学術研究機関において機会あるごとに強力に要望しておったの 近年研究費の増加については大学はもちろんのこと学界、 かつ科学技術教育振興に基く学科の新設、学生の増募などのた しかしながら最も緊急を要する施設費所要概算はまだ数百億 すべての事業に優先して措置すべきでは 講義室、 これは当協会が以前にも増して、 学生ホールなど研究教育の場に充て 年額七十億円程度の予 全大学をあげ 教育界、 ようやく 特に三十 で

科目を基として大別すれば次表のごとき結果を見ることができる。 要することであろう。 されて、これに巨額の投資をすべきことではなかろうか。 増を培う基本的の措置としては、 引続きある程度の増額を見たのであるが、十年を目標として国民所得倍 理工系学生の増募、 まず三十六年度予算における膨張を企図したものであろうと推測するも をはかり国民生活の倍増を達成せんとする目途をもつて政府においては げたあとを受けて、国際収支の黒字基調を維持し物価の安定を保ちつつ は考えられない。しかしながら前年来科学技術者の積極的需要のための のであるが、教育研究予算については必ずしもそれに十分応じたものと きたのであるから、さらにこの基盤を強化して、長期にわたる経済安定 各種生産の向上増大を生み、 によつて国民消費、設備投資、 三十五年度まで引続き順調な拡大傾向をたどつたことに基因する。これ 段の膨張をきたした。これはわが国経済が三十四年度に異常な発展を遂 予算も前年度予算に比して二百七十五億一千八百余万円の増加を示し格 く一兆九千五百二十七億七千六百余万円の巨額に達したため文部省所管 思料する。おもうに昭和三十六年度の国家総予算は前表に掲記したごと うか。さらに一段と強力に要望することはきわめて重要のことであると 研究費の増加などについては三十六年度においても 前表に記載した国立学校運営費予算について予算 ひいてはわが国全体の経済基盤が充実して 輸出など着実に増加し、これに対応して やはり教育の振興がさらに一段と認識 要路の一考を

◎国立学校運営費科目別内訳

-				~			V-3.5.
物件	旅	俸給	人件	内	昭和34年度予算額	Þ	ζ
的		俸給手当な	的	訳	年度		
経		当な	経		子	5	}
費	費	ど	費				
29.45	1.17	58.96	60.13		100%	比	率
一九、0二五、	美、三天 1.38 <i>6</i> 0.28 3	壳、IC	三八、八 交		公司、六二	*	È
=,	八三	三、六四五	144,13		三、当門	客	Ą
31.52	1.38 6	6.26	67.64		100%	比率	
—		Ę	三		类		
第0.	출	글	굸		=	国立学校	
31.52 第0、	1 000	.0 2 =	置		· 芸円	校	組
14.02	0.28 3	9.96	40.24		100%	比率	
1、公尺、高空 48.05	壳 壳	五、一类、	五、一九三、		奇、	病大院 院子 人属	織
±0₽	灵丸	艾	五		費占	属	区
48.05	1.53 4	12.19	43.72		100%	比率	_
二、太四六、大口八	八四、三五七	二、三二三、七六七	二、四0八、二二四		天. 吾只、O益 千円	所付置研究	分

	特	医	凇	ΤΙΙ-1/	,T12,	,TTZ,	47	そ	繕土	校
前头	殊	療	奨学	研修費 私立学校教職員	受託 研 究 員	受 託	実習		お地	
2	設	関	学 交	資字校	研究	研	船郎	の	よ建び物	
F	備	倸	付	教職	員	究	関係		新営費	
	費	費	金	負	費	費	費	他		
	0.62	9.13			0.02	0.10	0.54	0.67	3.31	26.14
肝見行う聞こうから寺長及青春よ、 プラズス肝見行、		Æ,							=	六
Š	₫00°000	玉、九0一、四八六		229	三	交	臺、 <u>谷</u>	豐大, O公 0.82	三、三、蓋 4.12	仌
5	000	쯧	合	要 	三 三 三 0.02	交、	<u>~</u>	읓	五五四	ŽŽ.
\$				0.01	0.02	0.03	0.76	0.82	4.12	27.40
F									_	三
前				2 29	カ	六	量1、六01	壳	力0大、	茶兰
	0	0	六 0	四、五五二	九、四0九	一六、四六八	70	ラー、キ10	一、	킃
`		45.74							1.37	12.05
2°		玉、九0一、四八六								
×		10,							中、	皇
-		쮯			_			_	主 () () () () () () () () () () () () ()	卖
F	7.27				0.06	0.90		0.%	0.95	47.10
F										=
- 1	E 00'				=	ᅏ		至	垂	五九四
7	M00,000	0	0	0	三、七六四	四九、至八八	0	東三、三年二	五二、六〇四	12.05 1、公元、大元、五元 00回 12.05 1、公司、二元、10 二、五元 00回 12.05 1、公司、二元、10 二、五元 00回

研究および研究用機器の整備に要するものである。 ツト観測用、たんぱく質研究所、原子力超高純度金属材料備考 研究所の欄における特殊設備費は、プラズマ研究所、ロケ

とした年々の施策にほかならない。
に対して二〇%の増額を行ない、戦前の水準に漸次近づく予算になろう費において増加をきたしたのは新親事項の増加と研究費関係の標準予算るが、物件的経費については一・五五%の増加となつている。物件的経報十八号記載)と比較すると人件的経費は一・三四%の減少を示してい報刊の設置は、三十五年度分同表(会前掲国立学校運営費科目別内訳の表に従つて、三十五年度分同表(会

使用するものである。学校、大学病院、研究所の管理運営に必要な経費として三十六年度中に学校、大学病院、研究所の管理運営に必要な経費として三十六年度中に生生従数三十一万三千六百余人に対する教育、研究の活動ならびに大学前表に記載した予算は次表に示す職員定員七万二千二百五十六人、学

◎国立学校職員および学生生徒予算定員表

				_		Ĭ	1	
一、九九六	五、五五八	ニニ、セスベ	Z1, Z10	員	職	攺	行	
四、玉九二	1#, 0110	五二、六四五	当、三	貝	職予算定員	一般	36 年度	
人	人	人	人	_				
付置研究所	大学付属病院	国立学校	総		5		Ø	
分	織区	組			}		ζ.	

員(総数) 学 専 短 工業教員養成所学生 生殊教育教員養成学 盲ろう学校生 高等学校専攻科学生 (=) (→) (=) (=) (-) 幼小中 独 国人留学 攻 学 部 学校 生 学校生 設立 大 短短学 設 立 科 院 適適適職適適適職適適 徒 用用員用用用員用用員用用 校園校校校徒 徒 生大大生 生生生生 用 三三、公司 1九0、五0七 11, 440 一九、五五0 11、 元、一型 400 JUL 图"八00 三四、一八五 八九、七七五 二、單 せ、なず ニ、セカス)(O)(C 七、六三(六、云 1,01 一、三四][中国(六、六三 二 <u>수</u> 一門、二三 1九0、五0九 六、云 二、景 一层、公公 五, 40年 图、八00 八九、七十 二、 型 さ、六三 二、七九六 八 0六 **憲、** 元 0HO ,4 三、四三 八二] 神() 一、六 줏 200 **公** 三 六 六 一、究 平,四景 ベニス 一、一艺

を組織別に示すと次のとおりである。 国立学校の分(△印は減)

بخ	1	一、人件	国立	区
	俸給手当な	一、人件的経費	学 校	分
	四、一〇九、五九三	四、二六四、八四八	へ、 三、 手円	増加額
化、非常勤講師手当の 増加、常勤職員の定員 増加、常勤職員の定員 時期、常勤職員の定員 上げと新規支給、諸手	管理職手当支給率の引 三0、<ニー、05二六、エニ、四55		三一(工業教員養成所を含	増加内容
	三〇、大二三、〇九二二六、五二三、四九九	三一、二六〇、四九二 二六、九七五、六四四	四六、二三、五0八三七、九七七、一七七	36年度予算36年度予算

算增。 の増加、 通じ人件的経費については、三十五年十月俸給表の改正に伴う増加の積 学科の学年進行に伴う経費の増加などによるものと合せ三十五億五干六 による学部の創設、短期大学の増設、 によるものと合せ四十一億九百余万円、 により増額計上したもの、教育研究旅費標準予算に対する三割引上など 六億四百余万円、大学病院医療関係費において十五億五干六百九十余万 十余万円、 昭和三十六年度予算において増加したところのおもなものは各組織を 各 総計百二十億六百九十余万円に達している。 研究関係費標準予算に対する二割の増加、 衛生検査技師学校 種 学 校 生 徒 歯科技工士 歯科衛生士学 診療X線技師学校 新規事項による教官その他職員の増員による増加、諸手当支給率 常勤職員の定員化による増加、非常勤講師手当単価の引上など 土地建物維持修繕各所小新営費において単価改定による増加 一学校 校 習 **啰** = = 10 = 10 = 10 国立工業教成所の新設、 物件的経費については新規事項 前々年度以来新設された これらの増加額の大要 学科の新

一、蓋 二、五四

(32)

|--|

Yeur of makes	2				<u> </u>								1		大		
	2、 旅												俸給	人 件	学付品	区	
	7887												俸給手当など	的経費	属病院	分	
	費」同、一元						-						こ 六九八、五九八	打 セーニ、セカ玉	院 一 六、六〇三、九二六	増加額	
に対する三〇%引上げ		・	付属各種学校の増置	診療科の増置	付属病院の創設	原爆放射能医学研究所	員の増員による増	新規事項にともなう職	加、常勤職員の定員化	科担当手当の対象者増	当の増加、大学院研究	上げ、新規支給、諸手	管理職手当支給率の引			増加内容	
	三六、三六九												五、一五六、七八六	五、一九三、一五五	1二、九0二、九四	36年度予算35年度予算	
	11,11												四、四五八、一八八	四、四八〇、三六〇	二、九0二、九四八 0、二九九、0二0	35年度予算	

ξ

付置研究所の分

六 0	六 0		0	9、奨学交付金
四、至五二	四、五五二		. 0	8、私立学校教
カ 、四 0丸	九、四0九		0	7、受託研究員
15, 54,	一六、四六八		404,11	6、受託研究費
图图1、第0图	量1、六01		4 八九、九0三	5、実習船関係
四六九、九〇六	ラニ、ゼ10		△ 八七、一九六	三、そ の 他
		上げによる増加		修繕及新営費
一、四一八、九四六	一、九0六、九三九 一、四一八、九四六	各所修繕坪当単価の引	四八七、九九三	土地建物維持
		特殊施設経費 丟、主丟		
		プ関係など一、兲六、吉只		
		設備の充実アイソトー		

	1 俸給手当など	一、人件的経費	付置 研究 所	区分
	四六、六九	四四四、六二七	1、1、1、1、1、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11	増加額
員の増員による増 新規事項にともなう職 員化 しますが の増加、常勤職員の定 が完料担当手当対象者	四天、元元 諸手当の増加、大学院			増加内容
	二、三二三、七六七 一、八九七、四七八	二、四〇八、一二四 一、九六三、四九七	五、第0六、0六四四、三四一、四二四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四	36年度予算35年度予算

六二、八四四	七九、三六八		一六、五二四	11 生徒食糧費	
八、三五六	7,70%		四五0	10 生徒教材費	
ベベカ、ハーカ	七0年、六四八		三五、八二九	9 患者食糧費	
一九七、一七七	二大四、六九八		花、 五二	8 学用患者費	
五六七、七七五	*¤=', :1*,1		六四、四八六	7 医療機器整備	
1六、10元	10, 401		二、大九三	6 患者用品費	
三、テー、六寸	四、一八九、九〇三		八0八、二六	5 医療費	
西、九0年、七六七	五、九0一、四八六		九九五、七一九	三、医療関係費	
	-			営費 おみな 新	
一重七、三三十	110,441	各所修善、各所新当費	九、六八	4 土地建物維持	
		の事項に同じ)(内容は人件的経費中			
		七10、八六二			
		新規事項にともなう増			
		管理設備費 10、40%			
		1二0、三四六			
		特殊装置維持費			
	-	し二〇%増 三、二〇			
		研究関係標準予算に対	八七五、七三四	3 校 費	
カーニ、八九三	1、八0八、三0七		八九五、四一四	二、物件的経費	
		員の増員による増 新規事項にともなう職			
-					

	3	2		
	· 物校 件	旅		
	的			
	経 費 費			
	, A	:		
	七〇五、六三八			
本史科野田	特別事業 スペラニー は、一般のでは	教育研究費標準予算に 対する三・%引上げに 対する三・%引上げに よる増	本ど 本ど 本ど 本ど 本 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	門の で の で の で の の の の の の の の の の の の の
本史科目録編さん出び資料整理、在外日び資料整理、在外日の場合のである。	整備ニス・カニース・カニース・カーニス・カーニス・カーニース・カーに、カーニース・カ	よる増 ともなう職 に に に に に に に に に に に に に	など 本が近の地域である。 本が近の地域では、 は、一般では、 は、一般では	門の増設、基礎電子 (名古屋大学) 原爆 (広島大学) 関西 設 (広島大学) 関西 設 置 置 (京都大学) 関西 置
	二、五九四、〇〇四	八四、三五七七		
	一、八八八、三六六	六、01 _元		·
し、 運営上に与えたごとき結果になつて			四、特殊設備費	三、そ 4 各所 新 他
バニ し ハマ				

設備費

八三| プラズブマ研究所設備

E000,000

四八、四二

四九、五八八 **東三、三東三** 至二、六〇四

聚、二十 四九、八九一 三一、二四九

三、七六四

三、大田

たんぱく質研究所設備

物性研究所設備 5、000

100,000

原子力超高純度金属材

***0**,000

二、量量

の事項に同じ)

(内容は人件的経費中

新規事項にともなう増 版、天体物理観測

三、四六 三、四六 Ď

プラズマ研究所創設

上に与えた影響の大きい姿を見ることができる。

果になつている。この六カ年度にわたる数額によると逐年増加 近六カ年度における国立学校関係歳出予算を展望すると次表の

同付置研究所同 付 属 病 院 国立大学および学校 国立工業教員養成所 分 36 四、0至九、六三九 1二、九0二、九四八 玉、玉0八、0八四 年 一至三、八六九 度 35 三、北北、一七 10、三元元、0三0 图、图(图)图 年 度 34 三、三0、芳兰 三、八三二、八七五 八、至二0、七四0 年 度 33 元、C式、三 千円 三、1六1、0頁0 七、七五六、五六五 年 度 32 云、空云、支充 | ニ、セカカ、カカニ 七、一九九、二四二 年 度 31 二、至六、10岁 *, =01, 01: 年 度

区

0 国

立

学

校

関 係

予

算 六 カ

年

度

表

(35)

関西研究用原子炉設備 料研究・・ 留、次0

图1、公园()

ロケツト観測設備

自然減少(前年度終了)

104,041

声に、三月

やよび新り上地建度 件 区 殊 給 手 的 設の関 分 営維 経 上 持 修 繕 係 経 な بخ |36年度||35度年||34年度||33年度||36年度 五. 元・四 ~ • • 二。% **二**

三 = ---

物

特 そ医

国立学校運営費五力年度百分比(総表)

☆% 大四・九

補正予算が成立したものについては合算し掲記したことによる)(本会報十二号以降に掲記した予算小観中の予算額と本表金額とにおいて相異する点は掲記した後において

712 217	一般会計総予算	文部省所 管 全 予 算	合計	合負担金 国立学校職員共済組	関係	小計	沖繩留学 生 費	外国人留学生費	内地研究員旅費	在外研究員旅費	科学研究費	小計	国立文教災害復旧費	国立文教施設費	小 計
いるがでしたが外に引己して予算が見中の予算は、大を定算にはついて目集ける気は易己して後とおいて	一、九五二、七七六、二七七	二四一、六一九、〇九五	八一、九二六、八五二	二、一玉丸、一丸六	五、四六六、八九七	二、五〇九、四二六	二九、七〇五	上六、六二〇	一六,101	141,000	二、一九四、000	七、一六六、七九三	0	せ、一六六、七九三	六四、六二四、五四〇
己 / こと 軍ト見口	1、五六九、六七四、七〇二	一九四、七八九、一八六	六五、六七一、九一八	一、七九八、四八七	四、七九八、四九〇	二、〇六二、六三九	二、三	五六、0:10	六、〇六二	1,00,000	一、八一九、四0六	四、三九四、六八一	五七、八八六	四、三三六、七九五	五二、六一七、六二一
つう 草貫 こ 対長 く	一、四一九、二四八、一六三	一七0、九一二、三六三	玉玉、七四〇、八八〇	一、二二、八三二	四、六二四、六〇六	一、大二、一六	一八、天二	班0、班00	六、三六0	1,00,000	1、虽四大、0四四	三、五四七、八七六	一八、三九五	三、五二九、四八一	四四、六七四、三七八
真いいのいい目	一、三二一、二二九、五〇二	一年四、一年三、二十年	五0、0九六、五九一	九01、四二0	图、图图书、二州图	一、六一年、八二年	一七、八〇五	三九、六00	六、三八〇	110,000	1、图图1、0图0	三、二七、三四九	一三、英四一	三、10三、八0八	四0、0一六、七四三
きける気は曷己~	一、一三七、四六四、八八〇	一四五、七六五、六二七	四六、三一八、四二七	七二三、八五二	四、二九七、七三六	1、三六八、三八一	一五、六六六	1度、000	大、七一五	100,000	1,1111,000	二、九九四、三九五	三、元	二、次一、二四	三六、九三四、00三
を参とさいて	一、〇三四、六九五、五二〇	1三0、五三四、八三八	图1、大大图、图图0	七〇一、一四八	医、111、1110	一、二六、天三	0	0	六、三、三	000,004	1、1年1、000	二、二六九、七三五	0	二、二大九、七三五	三三、三五二、八五四

◎各組織別運営費五カ年度百分比

特 そ医 俸 区 件 よび新営費・地建物維持修繕 給 療 手 的 的 設の関 当 経 係 経 備 な 分 ど 費費費 費 費他費 |大六・三||大七・二||大八・七||七〇・五||七一・大||四〇・〇||四二・八||四三・九||四六・三||四三・二||四一・三||四二・八||四七・三||四九・七| 二七。四二六。五二四。七二三。二二二。0 1二。六 三一•五三0•二二九•四二七•四二六•三 1四•0 10•八 -<u>-</u>--<u>?</u> 大 35 学 <u>:</u> 34 学 <u>۔</u> 33 校 1.0 0.E 0.1 32 四五。七四六。二四六。八四四。八四四。四 36 大 さ 35 学 さ 0 = 七六 34 病 <u>•</u> 33 0·= |·= |·= 九。六四八。0四六。五四四。七三八。六三七。0 一四五•八四四•0三七•七三五•八 付 一・二 〇・丸 35 置 研 究 33 所 -ر الح

であろう。

あろう。単に研究費というと世間にも容易に理解されがちであるため、 算の編成は一率であつても執行になると大学相互の比較は困難なことで 態である。そのゆえに各大学とも皆異なつた施行になつておるから、予 や慣行などあらゆることを勘案して学内実施予算を行なつておるのが実 法則的なものもない。各大学が配当を受けて後、その大学の事情や規模 分については幾何であるかということが明瞭を欠いておるばかりでなく 経費も組込まれておるのであるから、研究や教育にのみ使用さるべき部 生経費の直接費全部となつておるものではない。大学の管理上の必要な 包括して積算されておつて、すべて予算に計上されたものは研究費、 備更新充実という事項を基幹としている。その中にはいろいろな内容を 項を基として大要、教育研究に関する経費、 ような形式ではないが、実質的にはなんら変つておるものではない。 うな形式によつて表わしはしたが、現今大学の予算編成の方式は前表の な立法措置を講ずることが必要であろう。運営に関する予算を前表のよ 考慮するための措置としては、 ことであろう。言い古されたことながら大学の予算の安定性、 つてある種の基準は作ることはできるであろうが、きわめてむずかしい 基準の確立といつてもいろいろな要素を含んでおることで あろ う 簡単な方式を得るにしても歴史的事実と統計的事実の噛み合せによ 基本的対策としては大学財政に対し特別 学生生徒に関する経費、 恒久性を 学 設 事 カュ

> 積算することも一方法であつて検討すべきことではなかろうか。 科学技術教育の振興革新が叫ばれ理工系の研究費を大幅に拡充強化すべ 究に従事する人々も金のことについては関心はあつたであろうが、 観点に立つて予算を組む方式を採り研究費はまつたく直接的経費のみに であるために起る現象とも考えられる。このためにはかかる経費は別な る。このことは光熱水料的経費や管理的経費をいわゆる研究費に組込ん ならない。翻つて研究者の側からは編成どおりの額を使わせてもらいた ことであるが、要は絶対額が少な過ぎるという一語につきることにほか ろう。永い間の慣行によつて予算の編成が行なわれておることもけだし たつて用いてきたことの方がいたずらな混乱を起さないことになるであ るものである。 ついてはつきりと性格付けることは大学管理運営に稗益することと信ず そのものについては抜本的に改善を加え真の研究費がいかなるものかに 力なる意見が出されたようにあらゆる階層からの考え方である。研究費 しとの要望は大学はもちろんのこと、科学技術会議の答申においても強 状態に達するまでには相当の年月を要するのであろう。二、三年前以来 を見るに遂年改善されつつある方向に進んでいるが、いまだ昭和初期の 究という態勢ではなかつたことも一つの因子であろう。表示したところ とと個人的研究が重視されておつて、今日のように総合研究とか共同研 れておるように人件的経費と物件的経費がある程度平衡を保つていたこ り表立つて論議することはなかつたと思う。これは当時の予算にも示さ 初期においては大学の数も研究所の数も付属病院の数も少なく、学問研 止むないことであろう。これらの改善方式には長い時間と研究を要する そのように使用させないのは不都合であるという論議がさかんであ 昭和の あま

大学関係歳入予算について

が収入支弁に相当していることがわかる。 九千円は政府支出金によるものであつて歳出予算額のおよそ一九・九%額百二十八億九千九百九十三万一千円の差額五百十七億二千四百六十万三十六年度予算額六百四十六億二千四百五十四万円のうち自体歳入予算所などに関係するものはおおむね次表のとおりである。国立大学などの昭和三十六文部主管歳入予算中、国立学校、大学付属病院、付置研究

研究費を細分するとかえつて困難な説明を要するばかりでなく多年にわ

◎国立大学関係歳入予算額表

	五力年度表	◎国立大学関係歳入予算五カ年度表
		る。
参考のため次に掲記す	八学関係歳入予算を	最近五カ年度における国立大学関係歳入予算を参考のため次に掲記す
	一二、八九九、九三二	合計
	六、七五八	用途指定寄付金収入
	大四四、三〇九	物品壳払収入
	九七、五五五	受託調査試験および役務収入
	九、九九0、四三0	病 院 収 入
	四0、八七0	寄宿料
	三、三0、01元	授業料および入学斡定料など
備考	36年度予算額	区分

◎国立大学	◎国立大学関係歳入予算五カ年度表	五カ年度で	表		
区分	35 年 度	34 年 度	33 年 度	32 年 度	31 年度
検定料などの人学し		三、0三、50三、50三、50三、50三、50三、50三、50三、50三、50三	一、杏一、青	二、01九、三九01二、01五、四八七 1、九01、三七三 1、八0九、三九0 1、大九四、四0三 1、八0九、三九01、八九四 1、八0九、五二、1、八九四、八二、1、八九四、八二、1、八九四、1、1、八九四、1、1、八九四、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	一、公益、四〇三
寄 宿 料	11	四0、三九六	四〇、三九六	四〇、三九六	三九、九五六
病院収	七、0九五、二五四	六、九五四、六一三 六、〇三八、三九三	六、0三八、三九三	玉、玉二二、七三八 玉、〇八九、二七一	五、0八九、二七二
一、災災等収入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	九二、0四八	七三、三九二	图图"阿门	四二、五三六	三三、五八九
物品壳払収る	八三四五、五八	四八六、八〇八	五八九、三八四	六二、七三三	七五九、五六一
用途指定寄付金収入	八二、至五	一、三素	公	六、二四0	二九0
合計	九、七九四、六三五 九、五七二、九三五 八、大一四、五二八 八、〇二一、一八一 七、六一七、〇六九	九、五七二、九三五	八、六一四、至六	八三、八二	せ、六一七、〇六九

()

9

三、会計報告

昭和35年度 {自昭和35年4月1日} 決 算

国立大学協会

科		F	1	当初予算額	予算現額	決算額	予算現額と決 算額との比較		
歳	入	の	部	円 2, 352, 000	円 2, 352, 000	円 2, 376, 373	Щ		
1.	会		費	1, 722, 000		1, 729, 000		1 学部増7千円	
2.	預	金 利	子	30,000	30,000	42, 441	12, 441	A SECTION AND A	
3.	前年	度繰越	額	600, 000	600,000	604, 932	4, 932		
歳	出	の	部	2, 352, 000	2, 352, 000	1, 690, 022	661, 978		
A	事	業	費	1,070,000	1, 070, 000	873, 196	196, 804		
1.	総	会	費	400,000	340,000	301, 367	38, 633	委員会費へ流用減6万円	
2.	役	員 会	費	18,000	18, 000	15, 085	2, 915		
3.	委	員 会	費	90,000	150, 000	126, 164	23, 836	総会費より流用増6万円	
4.	会	報発行	. 費	100,000	100, 000	88, 800	11, 200	第18号,第19号	
5.	調	查研究	費	462, 000	462, 000	341, 780	120, 220		
В	事	務	費	925, 000	925, 000	813, 826	111, 174		
1.	諸	· 給	与	740, 000	680, 000	640, 160	39, 840	(職員2人分 (印刷費へ流用減4万円 通信費へ流用減2万円	
2.	備	品	費	5,000	5,000	2, 350	2, 650	(通行項、)(加州/威 2 月) 円	
3.	借	用	料	25, 000	25, 000	14, 668	10, 332		
4.	消	耗 品	費	15, 000	15, 000	11, 135	3, 865		
5.	印	刷	費	50,000	90,000	83, 448	6, 552	諸給与より流用増4万円	
6.	通	信	費	40,000	60,000	50, 175	9, 825	諸給与より流用増2万円	
7.	旅		費	24, 000	-24, 000	0	24,000		
8.	庁	用諸	費	26, 000	26, 000	11, 890	14, 110		
С	予	備	費	357, 000	357, 000	3,000	354,000		
翌年	度	繰越	額			686, 351	686, 351		_

財 産 目 録

昭和36年3月31日現在 国 立 大 学 協 会

1.	資	金	Ŧ	見	在 8	頁	-	
	(1)	定	期	預	金 (407	7円1口	1)	400,000円
	(2)	通	知	預	金 (207	7円1口	(1	200, 000円
	(3)	普	通	預	金			86, 351円
						合	計.	686, 351円

2. 備品台帳総計額

{公印,書庫,書棚,謄写版,名票,石油コンロ | 窓日除,書籍,書類整理箱など26点

62,080円

科目		金 額	摘
歳入の	部	3, 208, 000円	
1. 会	費	2, 482, 000	72大学合計額(各大学の会費は学部数と34年度決算額との折半 比率により算定)
2. 預 金 利	子	40,000	75,1 (= 50) 5[7 6)
3. 前年度繰越	額	686, 000	
歳出の	部	3, 208, 000	
A 事 業	費	1, 174, 750	·
1. 総 会	費	400,000	1 回20万円 (懇親会, 茶菓弁当など) 年2回分
2. 役員会	費	24, 750	役員など33人 1人 250円 1回8,250円 年3回分
3. 委員会	費	150, 000	委員など20人 1人250円 1回5,000円 年30回分
4. 会報発行	費	100, 000	1 回 5 万円 (500部) 年 2 回分
5. 調査研究	費	500, 000	委員会等調査及び研究に要する費用(手当,車代,旅費等)
B 事 務	費	1, 105, 000	
1. 諸 給	与	850, 000	給料70万円(職員2人,1人年額平均35万円,賞与,昇給を含しむ)非常勤1人,年15万円
2. 備 品	費	5,000	
3. 借 用	料	25, 000	総会場借用(マイク使用などを含む)
4. 消耗品	費	15, 000	
5. 印刷	費	90,000	会報以外の諸印刷 (タイプを含む)
6. 通 信	費	60,000	
7. 旅	費	35,000	都内出張5千円を含む
8. 庁 用 諸	費	25, 000	ストーブ燃料,図書,新聞,修繕,茶など
C 予 備	費	928, 250	大部分翌年度に繰越して、当座の費用に充当する必要がある。

四

報

国立大学協会会則

寄与することを目的とする。 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に 本会は、国立大学協会と称する。

第三条 国立大学の振興につき必要な調査研究 本会は、前条の目的を達するために、 次の事業を行なう。

その他本会の目的達成に必要な事項 教授および研究上における大学相互の協力援助に関する事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

役

本会に、 次の役員を置く。

副会長

理事 二十一人(会長、副会長を含む)

第七条 理事および監事は、総会で会員の互選により定める。 会長および副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員の職務は、次のように定める。

会長は、会務を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を 代理する。

理事は、

理事会を組織し、

本会運営に関する事項を処理する。

監事は、会計を監査する。

第九条 役員の任期は、二年とする。但し、 補欠によつて就任した役員の任期は、 前任者の残任期間とする。 再選することができる。

第四章

本会の会議は、総会および理事会とする。

れば議事を開くことができない。 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなけ

3 議事は、すべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。ただし、会長が必要と認 めたときまたは会員十名以上から要求があつたときは、会長は、臨時 に総会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は、毎年三回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、 理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第五章

計

第十五条 第十四条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

則

第十六条 第十七条 置くことができる。 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要なこの会則の改正は、総会の議を経なければならない。 理事会の議を経て必要な職員を

則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。 会則改正 第六条 副会長一名および理事七名増員 昭和三十五年六月十七日(第二十回総会)

(41)

副会長

(理事)

(昭和三十六年六月現在)

委 委 員 長

本山久三森赤松四戸 目沢戸 沢堀坂方由上永沢内 一博 主 亮

金 東 新東 (九高) (東 (大阪外国 名 (岐 阜沢学教 州知取 [語大) さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
< 大大大大大

伊施

辺 藤北

辰

良佐

(京都工芸繊維大)

ठ 大

(岐

佐百 土

郎蔵志人穣美重郎

第二常置委員会 (学科課程) 長当川秀治

藤黒

岡川

成由利

庸 夫 雄

新群埼東

知岡鴻馬玉北

樋早加関渡今田香黒野本山福久三伊平

広

口坂茂口辺中中川沢村田田田米雲藤沢

入学試験などに関する問題. 弘 敬叉次武 盛 万

太 次 郎 郎 麿 台島 浜

手根商形田賀口媛国重本州戸 科 立 ささささささささささささささささささ

(42)

3 各常置委員会委員一覧表(不順)

委員長

草柳

山

第三常置委員会(学生の補導に関する問題)

事

太

第一常置委員会(大学の組織、

制度に関する問題)

第四常置委員会(学生の厚生に関する問題) 永上沢崎 郎

北戸 資 主 (東 東 長金 (大阪外国 京 京 農 工大 語

(~(石橋種蔵

雄 隆 (分 都京京 学水商崎沢 前 芸 産 船 さささささ

(東京医科歯科大)

重

委 委員長 第七常置委員会教員

蘭戸 工商井 業船

ささささささ

大

州

. 業

工取

达 大

時委員

知佐俊泰久実

東

(名古屋工業大)

蔵 次 檠

> 滋 常

福

京 広 工 橋 島 賀 音 業 産

さささささ

委員長

専門委員

委 委 員 長

、大学財政に関する問

崎 目

民畸

平

(東京外国語・

山八落

本木合

出

窗 会 子

気

信

日太四直

勇雄郎郎昭隆

通山女阪芸山

良

子

太太太太太

加前藤木佐玉村黒関 藤田田村木虫上川口沢山戸

橘陽健健重文俊利 政 辰

康 雄 一 亮 雄 東分 東殿 (東 東 東山京 金 京義 京女 一常置委員会委員長)

都 大)
京 学 芸 大)
京 学 芸 大)

大 学 教 授) 大 学 教 授) 大 学 教 授)

般教育特別委員会

委員長

赤上梅

京

術

第五常置委員会(大学間の協力に関する問

題 七 图 田

Æ 弘

村尾

(教員養成に関する問題) 福大小長萩大 橋川山藤木田上 田坪谷川原泉 喜久太郎 信万雄行 五 郎 生 玄 躬 亮 市 志 雄 室神福 東 庭 拿

さ

愛 7 犯 海 知 京 道学芸大) 学 尝

ठ さ さ 大

(43)

Ŵ

5

第

常置委員会小委員会

専門委員

各専門委員 一覧表

第四常置委員会専門委員

図 黒 野山久

川口沢村田

武

惟

(愛

(京都大学教

婡

 $\frac{1}{2}$

湇 篽 穣 Ξ 冗

叉 次

山 **全**

梨 都

回藤

さ

旞 石岩佐

代徴 (お茶の 済 水女子大) 重 州

玉 媛 形 立. ささ さ ፘ

> 森 河

绾六常置委員会専門委員 Π 觙 夫

仁慈憲 酒 造 雄

餇

東京大学事務局長

大阪

東京教育

東京工業

一橋

正

その専門委員会とは

科学技術教育振興に関する連絡委員会と、

解散することになりました。

7 要望書の提出 (第二十一回総会)

総会の協議にもとずき、左記の要望書をそれぞれ提出した。 昭和三十五年十一月二十五、二十六日開催の国立大学協会第二十一回

提出先

総理大臣

自由民主党政務調査会長 衆議院文教委員長

文部大臣

万 清 赳 勇 蹇

信 弥 雄 夫 吾 夫 人

事務次官 政務次官

赭 纐

武 喜 男 弥

石石田大水安小

保

田嶋

佐林田村 志尚 郊之(秋)

東西山水池 日 下 頭 崎 田泉本 部

東本 部

東京教育大学学生部長 東京学芸大学教務補導部長

橋大学学生部長

斯柏鈴田

亷

Ξ

九

東北

北海道大学学生部長

木

波

慧

重³芦

 Ξ

譲

名京 都屋

司

金]信 沢 州

太

逍 鋭

山梨 広島

井

正稳雄

周 達

原 田中

置委員会委員長、進藤事務局長、二宮庶務課長が面談提出した。

右のうち、福田政務調査会長には、

茅会長、

杉野目理事、

主情官

事務次官

政務次官 政務次官 大蔵大臣 会計課長 大学学術局長

主計局長

(44)

62

ĵ.

Ī

望書

に決定いたしました。

「文教施設整備」ただ一つを取上げることのうち、最も緊急と思われる「文教施設整備」なだ一つを取上げること設備の拡充整備(②研究費の大幅な増額(③教官の待遇改善、の三項目設備の拡充整備(②研究費の大幅な増額(③教官の待遇改善、の三項目での結果今回は、すでに数度にわたつて要望しつづけてきた⑴施設、要な諸問題について、二日間にわたり熱心に検討論議しました。

達成上はなはだしい障害となつております。 停滞遅延の現状では重責を荷う国立大学としては、教育ならびに研究の終戦後、国立大学の施設整備は、いちじるしく立ち遅れ、このような

室、研究室が必要であります。これらの用意なくしてこれ以上学生の教理以上に貧窮、おどろくべきものがあります。この際、至急増築、改築を想以上に貧窮、おどろくべきものがあります。この際、至急増築、改築を想以上に貧窮、おどろくべきものがあります。この際、至急増築、改築をであります。このままでは科学技術の振興が叫ばれている今日なかでも四十年以上経過した木造建物の更新改築は今後約四十年を要なた昭和三十二年度から昭和三十五年度にわたり、理工系四千五百名を増募しましたが、これに必要な施設の不足坪数が、なお二万五千坪名を増募しましたが、これに必要な施設の不足坪数が、なお二万五千坪名を増募しましたが、これに必要な施設の不足坪数が、なお二万五千坪名を増募しましたが、これに必要な施設の不足坪数が、なお二万五千坪名を増募しましたが、これに必要な施設の不足坪数が、なお二万五千坪名を増募しましたが、これに必要な施設の不足坪数が、なお二万五千坪名を増募しましたが、これに必要な施設の不足坪数が、なお二万五千坪名を増募しましたが、これに必要な施設の不足坪数が、なお二万五千坪名を増募しましたが、これに必要な施設の不足坪数が、なお二万五千坪名の関係であります。

整備」五カ年計画を樹て必要な予算を要求中であります。 文部省においても、ここに鑑み緊急対策として「国立大学施設の緊急

育を担当することは無責任のそしりを免れません。

学生の増加が考慮されていないこと、また応急最低基準が満足すべきもるが、人口とくに生産年令人口の増加と社会文化の発展にともなう一般ば、産業経済の発展にともなう科学技術者の増加については考えてはい内容や理由についても十分に満足すべきものではありません。 たと えこの計画は、本協会としては、その要求の規模において、また要求のこの計画は、本協会としては、その要求の規模において、また要求の

のでないことなど幾多あります。

して強く要望する次第であります。(別添資料参照)ことが先決であると考えたのであります。本協会の緊急要請の最低限としかし予算要求の現実については、まずこの計画が完全に実現される

をわずらわしたいのであります。ここに本協会の決議にもとずいて、これが実現について格別の御配慮

検討下さらんことを併せてお願いいたします。現在、学生増募にともなう教官の定員充実の問題とともに今後引続き御ろでありますが、戦前におよばざること、なおほど遠いものが実存するては、漸時改善を見つつありますことは、われわれの深く感謝するとこなお、多年要望しつづけた研究費の増額、教官の待遇改善などについ

昭和三十五年十二月九日

会長 茅

茅誠

司

殿

8 昭曜三十六年度以降の大学卒業予定者の(和)

右に関しては、茅会長から左記のとおり通知した。

記

昭和三十六年五月六日国大協庶一〇七号

国立大学協会

会長茅

誠司

各国立大学長殿

おり、申合わせを行ないましたので、この趣旨に御賛同下され、申合わ昭和三十六年度以降の大学卒業予定者の就職に関して別紙(同封)のとおいて、国、公、私立大学各協会代表者および業界代表者など会合し、さて、さる四月二十六日、文部省主催のもとに、文部省第一会議室に拝啓 新緑の折柄、いよいよ御清祥およろこび申し上げます。

申合わせの内容

校の賛同を得て、昭和三十六年度以降の大学卒業予定者の就 職 に 関 し 行に努めることを決定した。 国・公・私立大学および短期大学の各協会、 下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任において、その実 連盟は、 それぞれの会員

月十三日(推せん文書の発送期日)以降とすること。 いては十月一日(推せん文書の到着期日)以降、技術系については十 集団的な選考に対しては、一切協力しないこと。 各大学が求人側に対して卒業予定者を推薦することは、事務系につ したがつて、これらの期日以前に行なわれる求人側の個別的または

とすること。 学生に発表することおよび求人側による就職説明会を開催 する こと 各大学が、公式または非公式のいかんを問わず、求人側の申込みを 事務系については七月一日以降、技術系については六月一日以降

で、事務系については九月三十日以前、技術系については十月十九日 つて、いつでも取り消すことができるものと見なすこと。 以前のものについては、就職指導上の責任を負わず、学生の意思によ 各大学は、求人側が行なつた採用内定または就職に関する 誓 1約書

昭和三十六年四月二十六日

国立大学協会会長

司

公立大学協会事務局長

夫

村 平 日本私立大学連盟会長

日本私立大学協会会長

野 斉

私立大学懇話会会長

倍 能 成

0

全国公立短期大学協会会長代理

中 静

日本私立短期大学協会会長

松 本 生 太

9 常置委員会中間報告提出

(大学の目的・性格について)

右に関しては、平沢委員長から左記のとおり通知した。

昭和三十六年五月四日 国大協庶第一〇六号

国立大学協会第一常置委員会 沢

興

委員長 平

各国立大学長殿

拝啓新緑の折柄いよいよ御清祥およろこび申し上げます。 教育の改善について諮問され、当第一常置委員会も、右諮 問 事 項 たことは御承知のとおりでありますが、次のとおり 営について」を担当し、当協会独自の立場から調査研究することとなつ 「(第一項)大学の目的、性格について」および「(第三項)大学の管理運 さて、昭和三十五年松田文部大臣より中央教育審議会に対して、大学

1、第一常置委員会 昭和三十五年九月十二日開催

2 3 第一常置委員会小委員会 第一常置委員会小委員会 昭和三十五年十一月九日開催 昭和三十五年十月十二日開催

回

5 第一常置委員会

6 7 一常置委員会小委員会

一常置委員会

一常置委員会

一常置委員会小委員会

中

昭和三十五年十一月二十四日開催 (第二回)

一常置委員会小委員会 昭和三十六年一月十三日開催 昭和三十五年十二月十六日開催(第三回] (第四回)

一常置委員会小委員会 昭和三十六年二月二十四日開催(第五回 昭和三十六年二月二十四日開催

昭和三十六年三月三十日開催

昭和三十六年四月二十日開催

(第六回)

を実施いたしました。そして別紙(同封)

研究資料に供せられるよう要望いたしました。 局長および柴田企画課長あてに三月十五日送付、中央教育審議会の調査森戸主査、緒方事務次官、小林大学学術局長、春山大学課長、田中調査森戸主査、緒方事務次官、小林大学学術局長、春山大学課長、同副議長、同上で、日本の目的、性格について(国立大学協会第一常置委員会中間報告)

おつて恐縮ですが、この資料は総会当日御持参くださるよう願います。 報告いたしますが、あらかじめ送付して御閲覧を願う次第であります。 一、昭和三十五年六月十七日の第二十回国立大学協会総会において、協 が、四年制大学以外の高等教育機関については、この際ふれないこと 学と多くの点で関連を持つので、常に公・私立大学をも考慮に入れた し、大学全体として考える場合には、公・私立大学のあり方も国立大 して進めるので、その直接の対象は国立の四年制大学と する。 り、また四年制大学・短期大学もあるが、この審議は国立大学協会と の管理運営についての二項目について検討することになつた。 は六項目にわたる諮問事項中、 について独自の立場から検討することが決定され、第一常置委員会で 会として、文部省から中央教育審議会に諮問のあつた大学教育の改善 大学の目的、性格について(国立大学協会第一常置委員会中間報告) この中間報告については、きたる当協会第二十二回総会の際改めて御 なお、大学の目的、 性格といつても、大学には、 一大学の目的、 性格について、 国・公・私立もあ 三大学 しか

よるものではないと思われる。ない。しかし、これは、必ずしも新制大学制度そのものの欠陥のみに大学がじゆうぶん成果をあげていないことは事実として認めざるをえ、全般的に見て新制大学制度には多くの批判があり、残念ながら新制

きな役割を与えられているのであつて、このような使命を持つた大学学芸を教授研究することを目的とする新制大学は、わが国において大学教育の機会均等をめざし、広く知識を授けるとともに、深く専門のそのものにあやまりがあるかのごとく考えるむきもあるが、しかし大ややもすると、新制大学がうまくゆかないのは、ただちにその理念

め必要な施設設備の不足などにも多くの原因があると考えられる。じゆうぶん、これを担当する教官の質的量的不足、図書館などをはじじゆうぶん、この教育の本質・内容・方法についての理解と研究の不というのは、この教育の本質・内容・方法についての理解と研究の不というのは、この教育の本質・内容・方法についての理解と研究の不があろう。たとえば、新制大学において、特に大きな比重を持つ一般があろう。たとえば、新制大学において、特に大きな比重を持つ一般の成長充実をわずか十年前後の短期間で論ずるところに、むしろ問題の成長充実をわずか十年前後の短期間で論ずるところに、むしろ問題

り体得しておくべきものである。 戦後の激しい社会環境の変化もまた見逃がすことはできない。これ 戦後の激しい社会環境の変化もまた見逃がすことはできない。これ り体得しておくべきものである。 戦後の激しい社会環境の変化もまた見逃がすことができる。 な問題の一つは、実は大学以前において、既に基本的なものは修めて な問題の一つは、実は大学以前において、既に基本的なものは修めて な問題の一つは、実は大学以前において、既に基本的なものは修めて な問題の一つは、実は大学以前において、既に基本的なものは修めて な問題の一つは、実は大学以前において、既に基本的なものは修めて なできぶべきものでなく、既に、本来は義務教育の九年間に、ひととお で学ぶべきものでなく、既に、本来は義務教育の九年間に、ひととお のである。

一、学部について

一、今日、新制大学の行財政、教育および研究等について種々の問題が一、今日、新制大学の行財政、教育および研究等について種々の問題がある。及戦前においては、大学のほかに各種の高等・専門学校等もあり、社会の要求面からすれば便利な点があつたことや、今日一様に大学といつているのも、その母体となつた旧制の学校の性格などにより学といつているのも、その母体となつた旧制の学校の性格などにより学といつているのも、その母体となった旧制の学校の性格などにより学といつているのも、その母体となった旧制の学校の性格などにより学といっているのも、その母体となった旧制の学校の性格などにより、社会の要求面からすれば便利な点があった。 世々くらいの歩み、殊にじゆうぶん内容充実の裏付けが困難であった過去十年内外の歩み、殊にじゆうぶん内容充実の裏付けが困難であった過去十年くらいの歩み、殊にじゆうぶん内容充実の裏付けが困難であった過去十年内外の歩みを見て、直ちに新制大学そのものの功罪を論ずることは妥当ではなかろう。

学部は、主として教育を行なうところで、研究は大学院で や れ ば よことは問題のないところであろう。近ごろしきりに耳にすることは、、大学が学術の中心として教育と研究が行なわれるべきところである

く、しかもその研究も修士課程では主として高度の応用に当たる職能 場からも、教育される者の立場からもいわれることである。 れほど明らかに区別できるものではない。そのことは教育する者の立 しまうわけにもゆかない。そもそも大学における教育と研究とは、そ ある。これは一理あるようであるが、必ずしもそのようにかたずけて べきものの養成は、主として博士課程でやるべきであるということで 人養成をめざすべきで、将来狭義の研究に従事する専門の研究者たる

要であり、 過去 から未来 への学問の 流れを概観するにも、 り、少なくともある程度は自ら創造しうる力を養なわなければならな と、大学はただ教えられるものを受け取るだけのところではなく、 ける講義というには値しない。また、教えられる学生の側 から 見る 解と研究眼とが必要である。この独創的研究眼のある講義にしてはじ 諸説の百科辞典的羅列ではなく、諸説の紹介にも既に独自の見解が必 に研究能力が必要である。すなわち大学におけるすぐれた講義とは、 る。新制大学において一時間の授業に対して教室外における二時間の られたものを記憶するだけでは、教育の意義は失なわれるおそれがあ ら進んで、更に教えられたものを深く考え、深く掘り下げるべきであ めて大学の講義というべく、これなくしては、真の意味では大学にお り、思索したりすることは、既に将来の研究への準備ともいらべきも ていないが、しかし、 教えられたものを 自発的に更 に深く追及 した れる。学部学生では、 準備学習を前提としているのも、 い。特に、今日のごとく学術文化の発達が急激な時代において、 また、学部学生中の特に優秀なものが大学院に進むということになる 究能力の基礎的な養成は、既に学部のときに始められるべきであり、 のである。すなわち本来の研究は、大学院で行なわれるにしても、 まず、教師の側から見ると、狭義の研究のほかに、教えること自体 一般的には狭義の研究を行なう機会には恵まれ かかる趣旨から出ているものと思わ 自己の見 教え

わず、原則的にはこの教育と研究の二面を忘れてはならない。 ず、原則的にはこの教育と研究の二面を忘れてはなら ない。 し かしたがつて、いやしくも大学という以上は、その性格のいかんを問 大学の性格により、この教育と研究の両者の比重には、 いろいろ

•

Ø

Ø

0

ても、じゆうぶん創意工夫の余地があろう。 の変化があつてよく、この点については現在においても、 将来に

である。 の養成が本質的に必要であるという意味で、特に大学では重大な問題 であろうと思われるが、しかし、上述の意味における広義の研究能力 に大学教育におけるだけの問題ではなく、教育の全般についての問題 研究能力の基盤は、積極的な自主的思考の習慣にある、これ

ある。 今日および将来の日本の健全な民主化の問題とも密接不可分につらな けておくことは、正しいわが国の民主化のためにも、きわめて重要で つて、この意味で学部卒業者がじゆうぶん自主的批判の能力を身につ なるもの知りではだめで、自主的に深く考える能力が絶対に必要であしい批判と、それを貫く勇気は欠くべからざるものであり、これは単 つている。 研究能力の基盤が自主的思考にあるといつたが、この問題は、 健全な民主化にはいろいろ必要な要素があるが、 中でも正

え方には危険があり、教員の養成にしても、芸能人の養成にしても、 問わず、教育と研究の二面は絶対に必要であり、したがつて原則的に のため格段の努力が必要である。 その大成を期するためには、今後は以前にも増して、研究能力の養成 教育を行なう大学にしても、単に教育を主とする大学であるという考 のとは思われない。たとえば、教員養成を行なう大学にしても、芸能 育を主とする大学」とかいうような考え方によるわけ方は、適切なも は大学の間に本質的差別を設けず、「研究を主とする大学」とか「教 以上述べたところにしたがつて、大学学部ではその種類のいかんを

に多様性を発揮し、 の歴史、伝統、専門の内容および地域社会との関係などによつて大い と思われるが、 な誤りで、 大学にならうことのように考えるむきもないではないが、これは大き 大学の中には、 わが国の現行教育制度、特に大学の制度には画一的すぎる面がある かかる場合の学部や学科の新設運営は、 内容充実というと、すぐに終戦前からあつた旧制総合 個々の大学における教育および研究の内容には、 それぞれの特色を生かすべきである。戦後新設の もつと広い視野か そ

い。 部、学科等の配置の点など、 むしろ 将来検討を要する 点も少 なくなお、学科等の配置の点など、 むしろ 将来検討を要する 点も少 なくな大学の伝統には誇るべきものもあるが、純学術的の立場からみると学ら、じゆうぶん将来を見通して独自的に計画されるべきである。古い

一、新制大学の学部については、 考えられるであろう。 については、 が四年以上とする例外のほか、他はすべて四年制となつている。これ 教育法第五十五条第一項但し書の規定により、 が進学課程二年以上、専門教育課程四年、 がある。大学学部の修業年限は現在のところ、医学および歯学の学部 教育課程との問題、 ある種の専門分野において必要であると認められるならば、学校 原則としては、新制大学の学部は、 一般教育課程と 高校との 関係等いろいろ の問題 なお、修業年限、 計六年以上とし、商船大学 一か年延長することも 現行の四年制でよい 一般教育課程と専門

ろうとの説もあつた。

本学を一か年延ばすよりも、修士課程を活用することにより事実上学部工年の教育を実施しうるではないか、との説もあつたが、専門の性格工年の教育を実施しうるではないか、との説もあつたが、専門の性格が、中ののであるというまえ方とも合致する処置である。学部の在く多様性を持たせるという考え方とも合致する処置である。学部の在これは前にも述べたように、実情を考慮のうえ、大学(学部)に広

に考慮して実施されるべきことは論をまたない。
に考慮して実施されるべきことは論をまたない。
に考慮して実施されるべきことは、一、一、四側の破壊ではなく、これを年限については、当初から四年を原則とするが、必要によつては、四年を超えることができるような規定もあり、事情により、さらに一か年を超えることができるような規定もあり、事情により、さらに一か年を超えることができるような規定もあり、事情により、さらに一か年を超えることができるような規定もあり、事情により、これとのが制めては、本委員会は、六、三、三、四の新制教育制度の根幹は原則的には、本委員会は、六、三、三、四の新制教育制度の根幹は

専門のことしかわからない一面的人間ではなく、専門的知識のほかにびこれと専門教育課程との問題であるが、新制大学の最大の特徴は、一、新制大学で最も大きな問題となつているのは、一般教育の問題およ

員会」において進められているので、ここではこれ以上ふれない。が、しかし、一般教育に関する具体的問題の検討は「一般教育特別委的をじゆうぶん果たしているとはいわれず、多くの問題を投げている始められたに もかかわらず、 新制大学における 一般教育は 所期の目界的の傾向である。ただ残念なことは、これほど大きな期待をもつて不明の傾向である。ただ残念なことは、これほど大きな期待をもつて別の傾向である。ただ残念なことは、これほど大きな期待をもつて別の傾向である。

二、新制大学院について

指導する能力を有する者に授与するものとする」とある。 北の学位は、独創的研究によつて新領域を開拓し、学術的水準を高 か、文化の進展に寄与するとともに、専攻の学問分野について研究を は「専門分野における理論と応用の研究能力を養なうことを目的とす は「専門分野における理論と応用の研究能力を養なうことを目的とす な」とあり、学位規則第四条によると、「修士の学位は、広い視野に な」とあり、学位規則第四条によると、「修士の学位は、広い視野に な」とあり、学位規則第四条によると、「修士の学位は、広い視野に な」とあり、学位規則第四条によると、「修士の学位は、広い視野に な」とあり、学で規則第四条によると、「修士の学位は、広い視野に な」とあり、学で規則第四条によると、「修士の学位は、広い視野に な」とあり、学院では、学部が六年制をとつている関係から博士課程のみ 関係の大学院には修士課程と博士課程とがあるが、医学および歯学 指導する能力を有する者に授与するものとする」とある。

は教授の養成などを目ざしている。 専門分野における理論と応用の研究能力を養成し、主として高度の職 専門分野における理論と応用の研究能力を養成し、主として高度の職 的知識および研究能力の修得、修士課程においては学部の上に立つて 的知識および研究能力の修得、修士課程においては学部の上に立つて といては高い一般的教養と、この上に立つ専門分野の基礎 り、学部の課程と修士および博士課程の目ざすところは当然 違って お

るが、一部ではさらにこれを広く解釈して学部の課程を修了したもの大学の学部の上に大学院を置くというふうに考えられているようであれる建前を取ることになつており、この解釈については、多くは同一ついては異論がない。しかし、現在、大学院が学部の基礎の上に置か、原則として学部修了者またはこれに準ずる者が大学院に進むことに

を当であろう。 よつて、ある程度までこの両者が並列して行なわれているが、これは、 院に進むというふうに理解されている。現実的には、各大学の事情にが、その修得した能力に立つて、同一大学または他大学における大学

さらに著しいと思われる。大学院の実情を見るとまつたく肌に粟を生 学部のそれよりもなお浅く、また大学別による内容差も、学部よりも かず、特別の施設もないままで、 た。実際のところ、新制大学院の設置にあたつては、専任の教官を置 とつているが、学部と大学院との関係についてもいろいろと論議され ずる思いである。 の併任教官をもつて出発したような次第で、 つても過言ではない。 既に述べたように、大学院は現在学部の基礎の上におかれる建前を しかも研究そのものを伸展させるところが大学院であるとするな 日本の学術文化の進歩は、実に大学院の拡充強化にかかるとい 大学が学術の中心であり、 いわば学部の間借りで、全部 大学院についての経験は わが国文化の基盤であつ 学部と

改善策が考えられる。 ろう。ただ、忘れてならないことは、現在のように、すべてを学部に 独立的のものとして考えるべきであろうが、 ちつつも、大学院には相当数の教官を専任として持ち、 依存するという態度を捨てて、学部の上に立ち、これと深い連係を保 部の上に大学院を置くという建前は実際的にはやむをえない処置であ ればならない。 いても必要にして、 かかる状況の下で、 学部と大学院との関係については、いろいろの 本来、原則としては、 じゆうぶんな裏付けは、 現実の問題としては、学 学部と大学院はそれぞれ 断じてこれを行なわな 施設その他に

れる方がよいというような意見も述べられた。立の大学院だけの大学に切りかえ、むしろ全国の学部修了者を受け入少数意見ではあるが、旧制大学から移行した大学のあるものは、独

は修士課程と博士課程を目標の異なるものとして初めから別々に考え、修士課程と博士課程との関係においても、大きな問題がある。それ学科制などについても更に再検討の必要があるとの論もあつた。なおまた、大学院の問題と関連して、学部における現在の講座制、

う児夏である。である。である。すなわち並列方式に考えるか、積み重ね方式に考えるかといである。すなわち並列方式に考えるか、積み重ね方式に考えるかということ。

である。 学力がそれほどでなくとも、 み重ね方式の方がすつきりしている。 れた応用であればあるほど、 学問的見地からすれば、 る修士の需要は、 要面から見ても、 方式)と積み重ね方式の修士課程とがあつてよいであろう。社会の需 られる。日本の実情から見ると、初めから区別された修士課程(並列 しいということになれば、この実社会の需要に応ずる並列方式も考え 力に応じて研究能力の養成が可能なので、積み重ね方式でもよいよう これには純学問的な面と社会の需要面からの検討が必要であろう。 特に中小企業の側に多く、大企業では入社後その能 大企業と中小企業とでは趣を異にし、 応用だけの応用などというものはなく、すぐ とにかくすぐに間に合う高級技術者がほ 基礎的知識の修得が必要であるから、積 しかし、実社会からの要求が、 並列方式によ

給与することが急務である。

、少なくとも博士課程では、すべて大学助手の待遇なみの奨学金をで、少なくとも博士課程では、すべて大学助手の待遇なみの奨学金をとである。国家として考えた場合、大学院、殊に博士課程などでは量とである。国家として考えた場合、大学院、殊に博士課程などでは量学資の困難等から優秀な志願者が全体的にあまりにも少ないというこ一、大学院制度の問題として、実際的にきわめて重要なものの一つは、

意見があつた。的を異にするものであるから、両者の関係を明瞭にすべきであるとの的を異にするものであるから、両者の関係を明瞭にすべきであるとのなお、修士課程と大学の専攻科との関係についても、本来両者は目

二、研究所について

者の考えるところと違つているところがあり、研究所側としては大学院しかし、近時、研究所長会議などを通じて耳にすることは、実情は部外務を負わされていないところに、むしろその特長があると考えられる。ろである。したがつて学部や大学院と違い、研究者養成というような義有し、研究者の養成ということよりは、研究そのものを目的とするとこ大学付置の研究所や研究施設は、本来大学院とは異なる独自の意義を大学付置の研究所や研究施設は、本来大学院とは異なる独自の意義を

との希望がある。 の指導に参加したい意向と、 研究所自体としても大学院学生を取りた

究所でも、ここ数年来研究所として大学院を持つに至つたと こ ろ が あ 事実として注目すべきことは、 ある。これらの点については、 てよき後継者をうる利点があるということが、その主張の重点のようで 上大きな意義があるということと、また学生をもつことは、 の主張をよく聞くと、自ら大学院の指導に参加することは、研究の推進 負担を持ち込もうということで、一見、奇異に感ぜられる。 らがその特権ともいうべき教育負担の免除を自ら捨てて、新しく教育の 研究所自体として大学院の学生を持ちたいという考え方は、 外国とくにアメリカ合衆国の二、三の研 なお 将来慎重 な検討を 要するが、ただ 研究所とし しかし、そ 研究所自

よい問題であり、この問題も大学院の 問題と 関連して 更に 検討を要す 生をとることにより、よりよき成績をあげうるようになれば考慮されて 研究所側の主張するごとく、 日本における研究所の実情が、 大学院学

10 教育の管理・運営の組織につい 7

般教育特別委員会- 間 報 告

害していた点も見逃すことはできない。 る上で困難を感じさせていることも事実であり、これが前述の努力を阻 のままであつて、一般教育を推進徹底させるための効果的組織を整備す 方法を工夫する努力が十分でなかつたこと に大き な 原因が ある。 いても十分に認識されていなかつたため、その目標達成のための適正な に対応する新らしい大学教育における一般教育の重要性が大学内部にお 判が現在おこなわれている。 大学における一般教育は、十分な教育効果をあげていない、という批 大学教育の内容が改まつたにも拘らず、大学の内部組織は旧制時代 過去においてその目標が明確に理解されず、科学技術の著しい発達 一般教育がかような状態に低迷しているの しか

般教育の発展向上を計るためには、 その管理・ 運営の組織を確立し

> して考えるのが便利である。 まである。したがつて一般教育の管理・運営の問題を検討するにあたつ 責任の所在を明らかにするよう措置することもまた重要である。 ては、それぞれの大学の学部構成の観点から、 における一般教育実施の態様は、大学の学部構成とも関連して、 大学を次の五種類に大別 さまざ

- 文・理・法・経その他の学部をもつ綜合大学
- 文理学部とその他の学部からなる複合大学
- 学芸学部とその他の学部からなる複合大学
- 文理学部 ・学芸学部をもたない複合大学
- (5) (4) (3) 単科大学

はただ一校だけで大部分は前者に属する。 しているものと、教養学部がこれを担当しているものとがあるが、 第一に掲げた綜合大学のなかには、いわゆる教養部が一般教育を担当

的大学教育を行なう上において困難を生じる。 学部と考え勝ちであり、一般教育と専門教育の融合に努力を欠き、 所在が明らかにされていないうらみがある。これらの欠点は、 般教育の改善徹底や「教養課程」在学中の学生補導等にたいする責任の 課程」を担当している。けれども、 い。しかし、それらの多くは、学部と同じように多数の学生と多数の専 の場合には一応除かれるが、学部制を採用するときは、教養学部の教員 任教員をもち、他学部教員の協力をえて、学部に比すべき形態で「教養 この種の大学の教養部は、現在、制度上正式に認められた部局ではな 自学部を、一般教育を基礎とする専門教育を司る他学部と並列的な 同時にかような状態のもとでは、 教養学部 一体

n にはだいぶ違つている。なぜならば、 養部の大多数は前に述べた教養部とは、 教養部あるいは一般教育部を設けているところがあるが、この場合の教 育学部等がこれに協力している場合もある。これらの大学でもいわゆる 前者では文理学部、後者では学芸学部が一般教育を担当しているが、 第二、第三に掲げた複合大学の大部分では、特定の学部、 担当されているからである。 般教育はこれを兼担する専門学部の教員によつて主として運営さ この場合の教養部では、 名前は同じであつても、 す 多くの場 っなわち、 実質的

は一般教育の連絡研究のために委員会的組織が設けられている。ているものと同様である。一般教育を各学部で分散実施している場合に設けられている教養部は第二、第三の型の複合大学の大多数に設けられのものは一般教育の授業を各学部で分散実施している。この型の大学に第四に掲げた複合大学には教養部を設けているものもあるが、大部分

員会的組織を持つているところが多い。つている。そしてそれらの大学と同様に一般教育の連絡研究のための委ることには変りはない。その意味では、第四に掲げた大学と共通点を持る。いずれにしても、それらの教員が専門学部の教授会に籍をおいている程度の小部局を構成しているところもあるが、そうでないところもある程度の小部局を構成しているところもあるが、そうでないところもあい。第五に掲げた単科大学では、一般教育担当の専任教官で学科を担当す

a。 元ると、一般教育組織の型は、次の四つの型に類型化するこ と が で き以上のように、大学を学部構成の観点から五種類に大別して観察して

る教養部が担当している場合
2、文理学部あるいは学芸学部その他の学部の教員が主として兼担す1、多数の専任教員を持つ教養部が担当している場合

担当している場合
、文理学部、学芸学部等において、主として当該学部所属の教員が

しなければならない。 運営を改善するためには、それぞれの型に応じた適当な方策を考究樹立よつて制約され、自然的に形成されたものであるから、一般教育の管理これらの型は、それぞれの大学の学部構成、教員組織、施設状況等に4、文理学部、学芸学部以外の学部所属の教員が担当している場合

べき新らしい総合部局として法制上正式に認め、この部の教務、事務を在も明らかでない。これらの欠陥を除くためには、教養部を学部に比すはもちろん、同部で授業を担当している学生の補導等に対する責任の所は、すでに述べたように、一般教育を強力に推進することが不可能なのは、すでに述べたように、一般教育を強力に推進することが不可能なのは、すでに述べたように、一般教育を強力に推進することが不可能なのは、すでに述べたように、一般教育を強力に推進することが不可能なのは、するものであるが、その教養部は法制上正式に認められた部局で は なれるものであるが、その教養部は法制上正式に認め、この部の教務、事務を

推進しうるよう措置することが必要である。とを認め、これが専門学部と十分な連絡をとりながら一般教育を強力に掌理する部長の地位を明確化し、所属教員によつて教授会を構成するこ

である。これらの型の問題点は、一般教育推進のための中核を欠き、他 では文理学部或は学芸学部で行なわれている点は異なつているが、 る専門教育と平行的に一般教育の発展向上をはかりうるよう措置するこ 当たる機関を設置し、その機関の長には全学管理機関に参加しうる資格 社会、自然の三科学系列にわたり各系列ほぼ同数の専任教員と、連絡の 努力する専任教員を持つことがなによりも大切である。そして、 学部との連絡が緊密でない点である。この欠陥を除くためには、単に一 して文理学部或は学芸学部の専任教員によつて分担されている点は共通 教育の専任教員はいないか、 る型であり、これら両者は一般教育が第二の型では教養部で、 とが必要である。 うるよう措置し、この機関の活動によつて、各学部教授会が担当してい を与え、予算上も独立せしめ、人事についても全学がその意向を尊重し ための他学部教員とで一般教育の管理運営を担当し、かつ学生の補導に 般教育の授業を担当するだけでなく、専心一般教育の発展向上のために 第二、第三の型は文理学部或は学芸学部を持つ複合大学に多く見ら あるいはごく少数であり、一般教育は主と 第三の型

まることとなろう。

いたるであろうが、専任教員が少ない場合には委員会的組織のままに止いたるであろうが、専任教員が少ない場合には委員会的組織のままに止官会議とは当然一体化し、第一の型の教養部と同様なものに発展するに官会議とは当然一体化し、用般教育の専任教員が多くなれば中核機関と教行くためには、これと別に一般教育を再扱着を含めた連絡会議を持つことこの場合、中核機関の定めた方針に従つて一般教育を円滑に実施してこの場合、中核機関の定めた方針に従つて一般教育を円滑に実施して

三科学系列のそれぞれに属する学部を持つ複合大学の場合を除いては、学部でない点では第三の型と異なつている。また、人文、社会、自然のる学部であつて、文理学部或は学芸学部のように諸学科を包含しているる点では第三の型に似ているが、教員の所属学部は特定の専門を担当す学に見られ、一般教育が専門学部に所属する教員によつて担当されてい第四の型は文理学部または学芸学部を持たない複合大学および単科大

立つて専門教育と調和した一般教育を強力に推進することを可能ならしを蒙むるごときことなからしめ、委員会が自主性をもつて全学的立場には一般教育担当教員ばかりでなく、専門教育担当教員を制かる、その委員会は効果的に活動しえない点にある。この欠陥を除くためには一般教育担当教員ばかりでなく、専門教育担当教員をも加えて、委員会を構成し、一般教育の管理運営に当たらしめ、人事についても委員員会を構成し、一般教育の管理運営に当たらしめ、人事についても委員員会を構成し、一般教育の管理運営に当たらしめ、人事についても委員員会を構成し、一般教育担当者より不利。この型の問題点は、専門教育の基礎科目との関連で一般教育がゆない。この型の問題点は、専門教育の基礎科目との関連で一般教育がゆない。この型の問題点は、専門教育の基礎科目との関連で一般教育がゆない。この型の問題点は、専門教育の基礎科目との関連で一般教育がゆない。この型の問題点は、専門教育の基礎科目との関連で一般教育がゆない。この型の問題点は、専門教育の基礎科目との関連で一般教育がゆない。

的組織の三つの型を考えればよいことになる。れた部長と教授会を持つ教養部と、委員会的組織と、これら両者の中間れた部長と教授会を持つ教養部と、委員会的組織と、これら両者の中間るから、一般教育の管理・運営の組織としては、結局、法制的に認めらると、第二、第三の場合は共通的に取り扱い得以上のように考えてくると、第二、第三の場合は共通的に取り扱い得

めるよう措置することが必要である。

補導の面からも重要である。このことは現在、不徹底な嫌のある学生とない。しかし、いかなる場合でもこれら三つの型のいずれかを基本とらない。しかし、いかなる場合でもこれら三つの型のいずれかを基本とらない。しかし、いかなる場合でもこれら三つの型のいずれかを基本とらない。しかし、いかなる場合でもこれら三つの型のいずれかを基本とらない。しかし、いかなる場合でもこれら三つの型のいずれかを基本とらない。しかし、いかなる場合でもこれら三つの型のいずれかを基本とらない。しかし、いかなる場合でもこれら三つの型に対して考慮されたの三つの型は類型化された一般教育組織の四つの型に対して考慮されたの三つの型は類型化された一般教育組織の四つの型に対して考

境に即応して適当に考慮すべきであることはいうをまたない。営等については、各大学がその教授陣・施設・学生数その他の事情と環な細かい点、とりわけ上記の一般教育担当機関の性格・機能・組織・運て、現状を基礎としつつ、多少具体的に述べたのであるが、その具体的以上は、一般教育の管理・運営の組織の望ましい基本的形 態に つい以上は、一般教育の管理・運営の組織の望ましい基本的形 態に つい

一般教育、基礎教育科目について

11

一般教育特別委員会,中 間 報 告

となつている。 ずれるばかりでなく、 しいのである。このような傾向のために、一般教育は本来の目標からは 育のねらいとするような知識の綜合性に対する理解をうることはむずか 選択は任意的のものとなり、学生は形式的に単位を取得するが、一般教 が認められているが、学生に対する十分の指導が行なわれないかぎり、 も現実にみられる。一系列内の各科目については、原則的に自由選択性 は、その内容が高等学校ですでに履修されたことと重複するということ として役立つにすぎないという傾向がみられる。また学科目 に よっ て の単一科目が指示されている。それらの単一科目の教授法は 多く の は、人文・社会・自然の三系列に分かたれ、各系列にそれぞれいくつか の方法にあると考えられる。現行大学設置基準によれば、一般教育科 分効果的に行なわれていないということの原因の一つは、 現在、多くの大学において、一般教育がその本来の目標に対して、 「概論」の形式をとるために、それらは結局、 専門教育への準備としても能率の上がらないもの 各専門学科への入門 その科目編成

目」を設けるというのも、その一案であろう。
下の修正を加え、多数の「単一科目」の代わりに比較的少数の「綜合科際にそれが十分に行なわれていない今日の状況では、科目編成の上に若際にそれが十分に行なわれていない今日の状況では、科目編成の上に若科目編成でも、各科目の教授法が改善され、かつ学生指導が十分に行なこの点を改善する方策は決して単純ではない。現行の基準に示された

野からの知見を綜合し、それぞれの分野の立場、方法を明らかにするとの場合も、綜合科目の特徴は、なんらか特定の問題に向かつて各専門分間の槳合というような、いくつかの段階が考えられる。しかし、いずれの各系列にまたがるような総合、あるいは、各系列内における単一科目終合科目を設ける場合、その「綜合」の方法には、人文・社会・自然

減少し、それによつて、一般教育科目と別に基礎教育科目を設定する可ができるであろう。その結果、一般教育科目としての単位数は比較的にの綜合科目の設定によつて、いくつかの単一科目の役割を代行することも、一般教育の目的にふさわしい内容をもちうるものであるから、一つ目」は、たとえ、それのあつかう問題が比較的せまく限定さ れて いて同時に、それらの間の関連性を示すことであろう。このような「綜合科同時に、それらの間の関連性を示すことであろう。このような「綜合科

能性が生まれる。

法は、少なくとも部分的に修正することが必要と考えられる。現在のように、多くの単一科目を並置して学生の自由選択にまかせる方のみに限定するということは、おそらく適当ではないだろう。しかし、よつては、綜合の困難なものもあるから、一般教育科目を「綜合科目」も、その実現に対しては漸進的方法をとらねばならない。また、科目にも、その実現に対しては漸進的方法をとらねばならない。また、科目に「綜合科目」を計画し、実施するには、種々の困難がともなうことは

「綜合科目」の内容に関しては、たとえば、大学基準協会刊行「大学における一般教育」(昭和二六年)、民主教育協会刊行「大学における一般教育」(昭和二六年)、民主教育協会刊行「大学における「綜合科目」の内容に関しては、たとえば、大学基準協会刊行「大学におけるが協力して研究すべき問題である。

次に、基礎教育科目は新しく設定さるべきものであるが、この科目とができるであろう。

野の専門教育科目との関連において考慮さるべきものである。野の専門教育科目との関連において考慮さ、内容的にも、また科目はいて行なわれている専門準備教育的学科目を、内容的にも、また科目標を達成するに適わしいような、独自性のある立場を与えることがで専門課程との間の断層をうめる一方、一般教育に対しては、その本来の専門課程との間の断層をうめる一方、一般教育に対しては、その本来の専門課程との間の断層をうめる一方、一般教育に対しては、その本来の書標を達成するに適わしいような、独自性のある立場を与えることができるであろう。なお、専門と直接的につながる基礎教育は、いつである。

以上に記したことを要約し、一つの学科課程試案を次に記して みよ

般教育科目

5_°

の二分野においてそれぞれ綜合を行なうこともできる)は各系列別の綜合科目(自然については、物理的と生物的綜合科目——人文・社会・自然の各系列にまたがる綜合科目、あるい

性をもつ科目 ――綜合の困難ないくつかの科目、あるいはそれ自体が綜合単一科目――綜合の困難ないくつかの科目、あるいはそれ自体が綜合

基礎教育科目

基礎教養的なもの――国語、外国語、その他基礎専門的なもの――各専門分野に応じて定める

備老

い。 保健体育は基礎教育的なものの部類に入れることができるかも知れな

が構成されると考えることができよう。上記の一般教育科目と基礎教育科目によつて、いわゆる「教養課程」

__ (54)